第８日目（９月５日）

○副　議　長（清塚武敏君）　おはようございます。傍聴者の皆様、早朝より大変ご苦労さまです。これより本日の会議を開きます。

○副　議　長　ただいまの出席議員数は20名であります。

なお、大平剛君、塩谷寿雄君から欠席、片桐代表監査委員から欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。

〔午前９時30分〕

○副　議　長　本日の会議は、議事日程（第３号）のとおり、一般質問といたします。

○副　議　長　質問時間制限は、市長答弁時間を含め、１人当たりの質問総時間で60分以内とします。また、議場の表示タイマーを総時間60分の減算表示とし、60分を経過しますとブザーが鳴り、質問の最中でもそこで終了となりますのでよろしくお願いいたします。なお、残り時間が10分になりますと１鈴、５分になりますと２鈴が鳴ります。モニターの色が赤くなりますので目安にしてください。

初回の質問時に限り登壇して行っていただきます。降壇後は質問席に着席をお願いいたします。質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さん方から簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力のほどお願いいたします。併せて、答弁につきましても簡潔明瞭に答弁いただきますようお願いいたします。なお、一問一答方式の登壇での質問及び答弁は、最初の質問項目についてのみ、まとめて行っていただきます。

また、会議規則第62条第４項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該発言の前に「質問します」と挙手をし、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、市長の質問及びそれに対する質問議員の答弁は、議員の質問時間に含めないこととします。よろしくお願いいたします。

○副　議　長　質問順位１番、議席番号５番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　それでは、議長から発言を許されましたので、一般質問、大項目２点ですが、始めたいというふうに思います。

本議会は本当にコロナＢＡ．５の感染拡大の強さ、議会も改めて身をもって知らされる議会となりました。今日は２週間目ですけれども、今日からほとんどの議員が復帰できて、いよいよ、またこれから一般会計等も含めた議論が始まるということになろうかと思います。一般質問の１番ということでよろしくお願いしたいと思います。

１　職場実態に合わせた定員管理計画の見直しについて

まず、最初に大項目の１番目でございます。職場実態に合わせた定員管理計画の見直しについて伺います。現在継続中の新型コロナワクチンの第４回接種、これは高齢者が主な対象となっていますが、高齢者の方の中には、夫婦でもその一方の方しか運転免許証を持っていないなど、いわゆる交通弱者と言われる方も多くおられます。それらの方々からこの４回目接種では同一世帯や夫婦でありながら、接種日や接種場所がこれまでと違ってばらばらになったなど、多くの苦情が寄せられています。現場のほうでは、これらにも配慮しながら取り

組んでいただいているようですが、なかなか思うように進まないのが現状のようです。

コロナ対策は３年目も後半に入り、もはや緊急対策や臨時的対応では限界がきているのではないでしょうか。また、行政職場全体を見ても、合併後の定員管理計画に基づく職員削減の推進により、多くの職場では行政対応への限界感が見られるようです。職員の健康管理も含め、早急に人員管理計画を見直す必要があるのではないかと思いますが、この点についてお考えを伺いたいと思います。

壇上からの質問は以上とさせていただきます。

○副　議　長　　梅沢道男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市　　長　　改めまして、おはようございます。それでは、一般質問、梅沢議員の質問に答えてまいります。

１　職場実態に合わせた定員管理計画の見直しについて

まず、１つ目です。職場実態に合わせた定員管理計画の見直しについてということです。最初に、現在の新型コロナワクチン接種のことについていろいろなご意見でありましたが、現在の接種対策室の体制について少しお話をします。保健課長が兼任をしています室長が１名、このほか専任での保健師が３名、事務職員が２名、ここに会計年度任用職員４名を加え、そのほか他の課からこのたびの大変な状況ということで、応援事務職員が２名参加をして構成しています。

職員数が多いほど、また、専任職員が多いほど、事務執行においてはよりよい体制ができるのかと考えますが、これまで国の方針が幾度も変更をされながら、本当に大変なそういう状況の中で歩きながらやっているという感じです。この辺をやはりよくよくご理解をいただきたいと思います。この経験をしたことは過去ありません。そういう状況の中でこれが進められています。今の体制も現在やむを得ない状況ではないかと。これが 100 点とは思っていないわけですけれども、そのように思っています。また、保健課内の横断的な体制、これももちろんそれはありますし、ワクチン接種会場の業務を担う、その他市役所全体で、ここに特化していない職員も行って、協力をしながら業務を進めてきているということです。これがもうずっと続いているわけであります。この状況であります。

そういう中で、今ほどいろいろな話がありましたが、多くの苦情が寄せられていると。梅沢さんに寄せられているのか、ちょっと分かりませんけれども、我々のところにも当然来ますが、ちゃんと着実にそれをやっていくということが一番のことです。そこをよりよく理解をしていただきたいということと――ご不便もおかけしているでしょう。それは否定しませんが、１人で足がないという方については――ご夫婦の話がありました。これについては南魚沼市は、ほかからも最初驚かれているのです。足の問題でタクシーで対応するとかです。こういったことまでやっています。この辺で 100 点は取れませんが、よりよいご理解を市民の皆さんとやっていただきたい。

そして、何よりも接種率を見ていただければ分かるとおり、その着実性については、私は

後の状況から見れば、よくやれたということが、やはり言ってもらわなければ困るわけなので、そのとおりで進んでいると思っております。本当によろしくご理解をいただきたいと思います。

職員数の話がありました。職員数の状況をちょっと話します。合併した当時の平成18年4月1日現在、平成18年の春、職員数は全体で1,062人いました。このうち、一般行政部門――これは教育部門、消防部門、また公営企業等の会計部門を除く職員のことでありますが、一般行政部門の職員数は539人だった。事務事業の見直し、また民間委託、様々なことを経てきていますが、この中で人員削減に取り組んできました。この結果、令和4年4月1日、今年の春の職員数は、全体では当初1,062人から、今は975人。このうち、一般行政部門の職員数は428人。先ほど539人と申し上げました。一般行政職です。合併当時と比較しますと、全体では87人の削減ということですが、いわゆるそういう専門的な分野ではない部分の一般行政部門の職員数は、何と111人削減しているのです。

議員がお話の今後の定員管理計画の見直しという点を少し述べて終わりにしますが、これまで定員管理を進めるに当たりまして、これはずっと何度も何度もお話をしましたが、最少の職員数で最大の効果を上げる。こういうことを念頭にみんなで一丸となって頑張ってきた。この中には当然人件費の削減を図る視点ということで進めてきたわけです。

しかしながらですが、今日の市民ニーズの多様化は、皆さんも実感されていると思います。誠に複雑化して、そして多くのニーズが生まれています。少しこれが数が多過ぎるのではなかろうかと、正直思うところが私はありますが、この変化があります。そして社会情勢の変化。先ほどの、今回災害級で起こっているこういう新型コロナ対応ということもありますが、それだけに限らず、社会情勢の変化などがたくさんあります。新たな行政課題に対しまして、的確に、加えて迅速に、柔軟にも対応していくためには、安定した行政サービスを提供できるという組織体制の構築が誠に必要であると考えています。この観点から見たときに、職員数の削減で進めてきたこの問題は、私は既に限界に来ていると思っています。

今の計画では、今までの削減主体の計画がずっと貫かれてきましたが、業務量等をよくよく勘案した中で、適正な配置を行う――無駄な人員まで入れるということではありませんが、適正な配置を行う。職員数では、現状維持から現在は微増の計画としています。微増です。この適正な定員管理と合わせて、職員の健康管理についても、職員が心身ともに健康で、元気に職務が遂行できるというこれがなければなりませんので、職員のメンタルヘルス対策を充実して、働きやすい職場環境づくりに引き続き努めていきたいというふうに考えています。

私も議員になる前からよく口にしたのは、何か市役所というのは人が多いのではないかとか、私も思ってきたのですが、今は議員を経て、今この市長職という立場になって、さらに現在のこの様々な状況を見るときに、メンタルヘルスという面からも含めても、誠に今は大変なときを迎えているというふうに思っています。人員のことについては、人件費がやはり一番ですので、大変な問題でありますが、この辺をきちんと整理しながら進めていきたいと考えています。

以上です。

○副　議　長　　５番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　　**１　職場実態に合わせた定員管理計画の見直しについて**

ありがとうございました。今ほど市長からお話をいただきました。基本的な部分では、私も同じような認識を持っています。これからどうしていくか。大きな課題だというふうに思っていますが、その前に、今のコロナ対策を少しお聞きしたいと思っているのですが、今のオミクロン株の派生株といいますか、ＢＡ．５で国はこれに対応した２価ワクチンの接種。当初、開始時期を市町村は10月というようなことで報道がありましたけれども、これをさらに前倒しをして、９月半ばにも接種を始めるということを決めたのだというような報道もございました。

また、該当ですけれども、当面は高齢者や重症化リスクの高い人に絞って接種を進める方針だというような報道もございましたけれども、そうしますと、第４回目接種だと、当初は同じような方が対象になってくるというようなことになるのかという気がしています。これはまだ国のほうから具体的に正式な情報とか、決まったというようなことは恐らく来ていないのだと思うのですけれども、４回目接種で、今ほどあった交通弱者の方の苦情ですとか、そういった部分。なかなか今の対応の中で、本当にまさか３年を超えて入ってもまだこんなになって続いていると、私も実は思っていませんでした。そういう意味では、今の対応というのは、致し方ないというか、その中で本当にこれだけ長い間頑張ってきていただいていると思っているのです。

この２価ワクチンの接種に対して、４回目の接種の状況を見据えた中で、今どのように取り組んでいこうとしているのか。また、国もどんどん前倒しにしたりということで、方向が突如として変わってきたりしていますが、その辺のご苦労もあろうかと思うのですけれども、その辺について少し伺いたいと思います。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　**１　職場実態に合わせた定員管理計画の見直しについて**

９月末をもって、この新型コロナワクチンの接種事業は全て終わりになるのではないかという、そういう期待や出口を感じながら――本当に心が折れそうになる。職員はそうですよ、本当に。そういうところを鼓舞し、激励して、そして、もうこれ以上人員を出すわけにはいかないという他課からの応援も、細かくサイクルを区切って、ここまでは頑張ってくれと言い続けて、そして９月末をもってみんなでやり遂げたと言おうというふうに思って、みんな頑張ってきたのです。これは全国そうでしょうけれども。

そういう中で、またさらに今度新たなワクチン接種。これもこれまでの61歳以上の方々、あと基礎疾患をお持ちの方ということだけではなくて、接種努力義務とかが加えられたり、年代も下がって、これまでの３回目までのような範囲でやらなければならないというふうな方向性を持っています。これがいかに大変なことか。そして、多少苦情はあるでしょう。窓口もいっぱいあると思います。しかし、やはり一番言ってもらいたいのは、この状況でもよ

く頑張っていると言ってもらいたい。それを私は言っていますが、できれば、議員の皆さんも恐らくいろいろな市民の皆さんからいろいろなことを言われるのでしょう。あると思います。何で２人で一緒に行かれないのだ、とかあると思います。しかし、そこを何とかご理解くださいと。多くの口で言って、今の医療体制を守ろうという話がよく出ますが、この行政体制を守ろうということも非常に大きな問題です。ここをぜひ、我々は認識して一緒にやってもらえませんか、という思いです。

細かいことにつきましては、福祉保健部のほうから見通し等については話をしてもらいますが、決定事項とまだもやもやしている事項とあるかと思いますので、お聞き取りいただきたい。

○副　議　長　　福祉保健部長。

○福祉保健部長　　**１　職場実態に合わせた定員管理計画の見直しについて**

それでは、具体的な今後の予定ということのお話ですけれども、議員もおっしゃったとおり、市長も申し上げましたとおり、オミクロン株に対する２価ワクチンの接種については、まだ未定です。報道等がなされておりますが、９月２日付の事務連絡で、参事官室から連絡が来ているところによりますと、９月中旬開催の分科会で決定されるということになっております。まだこの場ではお話ができない部分が多くありますので、控えさせていただきたいと思います。

○副　議　長　　５番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　　**１　職場実態に合わせた定員管理計画の見直しについて**

ありがとうございました。そのとおりだと思うのです。３月議会の私の一般質問のときに、市長も答弁の中で、合併後、職員はどんどん減りました。しかし、行政への様々な期待、果たすべき役割は格段に増えてきている。特にこの２年間は新型コロナもあり、私は見ていて職員の疲弊感が極みに来ていると思っています。そういうことが原因で気持ちもなかなか高まらない。こういうことも起きているのだというようなお話もいただきました。

そういう中で、本当に頑張っていただいているというふうに思います。この４回目の接種をしたいろいろな課題等もございますので、そういった部分をまた受け止めながら、大変な中ですが、頑張っていただきたいというふうに思っています。

また、市全体における職員配置体制ですけれども、今ほど縷々出ているように、合併直後から定員計画で削減が進んできたという状況がございます。そして多くの職場で職員の疲弊感も市長が言われるように感じられているということだろうと思います。事実、過労死ラインを超える、月 80 時間以上の時間外の勤務者、これも令和２年度までは、延べですけれども年間 50 人前後で推移してきたのです。この 50 人というものも問題といえば問題ですけれども、令和３年度にはこれが 122 人ということで、2.5 倍に増えています。こういう状況も本当にあるのだと思いますが、加えて 100 時間以上という勤務者に至っては、20 人から 69 人ということで、3.5 倍に、ある意味激増しているという状況になっています。今年度もまだ四半期を終えたばかりですけれども、四半期、これを３倍といいますか換算すると、今年度も 90

人余りになりそうな勢いだということです。

市の人件費についてですけれども、これまで合併直後の平成22年頃から減少をずっと続けています。そして、平成29年に過去最少となりまして、これ以降はどちらかというと横ばい傾向ということになっています。しかし、昨年９月にごみ処理場を計画に入れた第３次財政計画が発表されました。この中では人件費については毎年 0.7%の減少ということで見込んでいるわけですけれども、今ほどの市長のお話ですと、職員数、事業量を勘案しながら、微増のような計画というお話もいただきました。そうすると、財政計画では0.7%毎年減少となっていますけれども、人件費削減を進めるという方針ではなくて、それとも何かほかの要因があってこのような計画になっているのか。その辺についてちょっと伺いたいと思います。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　１　職場実態に合わせた定員管理計画の見直しについて

この後、担当する者から、細かい点でありますので、聞いてもらいます。資料請求されてその数字をつかんだのですよね。普通にはあまりそういう細かいところまで公開していませんので。それはそれでいいのですが、人件費といっても、一人一人みんな同じ給料もらっているわけではありません。そういうところで、さっきの0.7%ですか、そういう数字だけを言われても、同じ給料を全部もらって、掛ける何人だったら分かるわけですが、そういうことではないのだろうと私は思っていますが、財政課のほうから答えさせます。

○副　議　長　　財政課長。

○財政課長　　１　職場実態に合わせた定員管理計画の見直しについて

第３次財政計画での人件費につきましては、この計画自体、現状維持の状況で見ている推計でありますので、退職者が出ていって、後は若い方と、給料の構造の変化と、そういったところで見ているところです。財政計画のところで触れていますとおり、人員については定員管理計画――それまでの第２次財政計画ではその・・・入っていますが、それはまた別個で考えていき、関連性を持たせていくということで見ておりますので、今後の定員管理計画の・・・によって当然財政計画等についても見直しがかかるというふうな状況であります。

以上です。

○副　議　長　　５番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　　１　職場実態に合わせた定員管理計画の見直しについて

了解しました。今のお話の中で定員管理計画という言葉が何回か出ましたけれども、この定員管理計画の策定ですが、これについては恐らく各職場の調査などを行う中で現場の声を反映した内容となっているのだろうとは思います。その定員管理計画の大まかな作成方法はどういうふうにしているのか、それだけちょっとお伺いしたいと思います。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　１　職場実態に合わせた定員管理計画の見直しについて

このことについても担当から答えさせます。

○副　議　長　　企画政策課長。

○企画政策課長　　１　職場実態に合わせた定員管理計画の見直しについて

定員管理計画の策定方法についてでございます。毎年各所属長とヒアリングを行って、次年度の配置の数とかの聞き取りを行っております。その中で来年、もしくは数年後の業務内容について変動があるか、人員が必要かどうかというあたりは聞き取っております。あと計画に関しては、類似団体別の職員数との比較、また地方公共団体定員管理研究会というところが出している指標として定員回帰指標というものと、定員モデルという２つの指標があるのですが、そちらから出てくる数との比較等でどのくらいになっているかというあたりを総合的に勘案して全体数を出しているというような状況であります。

以上です。

○副　議　長　　５番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　　１　職場実態に合わせた定員管理計画の見直しについて

この定員管理計画ですけれども、これを進めていくには、職員からその内容についての一定の理解を得るといいますか、これが非常に重要になってくると思います。それによって職員のモチベーションにも大きく関わってくるというふうな問題だと思いますが、職員に対するこの計画の十分な説明等というのは行われているのかどうか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　１　職場実態に合わせた定員管理計画の見直しについて

職員組合と何か話をしているような気がしてならないです。まあそれはいいです。毎回ですから。担当のほうから答えさせます。

○副　議　長　　企画政策課長。

○企画政策課長　　１　職場実態に合わせた定員管理計画の見直しについて

当市の定員管理計画については、今までずっと公表していなかった状況であります。公表している市町村はたくさんございますが、各部門ごとに、例えば令和７年に何人減るとかというような積み上げも行っておりますので、その辺をみんな出すと、いたずらに数字が独り歩きをして、ということも危惧して、恐らく公表を今までしていなかったのかというふうには感じています。

現計画では、総数では一般行政部門はほぼ現状維持か段々微増というような状況ですので、特にこれから細かい説明をする予定はありませんが、公表について今後どうするかについては検討していく必要があるかとも感じております。

以上です。

○副　議　長　　５番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　　１　職場実態に合わせた定員管理計画の見直しについて

簡単で結構ですけれども、今、市の定めているいろいろな計画があると思います。例えば総合計画ですとか、教育基本計画ですとか、地域福祉計画、いきいき市民健康づくり計画、公共施設等総合管理計画、まだまだいっぱいあるわけですけれども、それらの中で、例えば

定員管理計画と同じように公表はしていないような計画があるのか、ないのか。それだけで、あるか、ないかだけで結構ですが、お聞かせいただきたいと思います。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　１　職場実態に合わせた定員管理計画の見直しについて

計画について公表していないものを全部挙げろというお話ですが、計画がいっぱいあります。国とかのいろいろなこととか様々なものを獲得する場合、全部例えばそういう計画を……（「市の立てた、市の計画についてです」と叫ぶ者あり）市の計画ですよ、もちろん。ほかのことを言ってもしようがないではないですか。

分からないというのが現状ではないでしょうか……（「分からないならばそれで結構です」と叫ぶ者あり）もしもそのことであれば事前に通告いただいて、やはりこちらに調べさせてもらう時間とかなければ。やはり前に職員やっていて分かるでしょう。

○副　議　長　　５番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　　１　職場実態に合わせた定員管理計画の見直しについて

先ほど、よそでは定員管理計画を公表しているところもあるということでしたが、恐らくいろいろやってくると、例えばどこの職場も足りない。それを積み上げて、みんなではそれでやっていくのだというようなことは、恐らく今の体制やこれからの行政の継続性からいって、とてもできるわけではないので、その中で、それぞれの職場の事情はあるけれども、そこは我慢をしていただいて、今の市の状況で行政の継続性も含めて、職場の内容も含めて、財政的な部分も含めてこうなのだというあたりは、できればやはり職員も納得をいただいて、みんなでそこを目標にして、まず一つは頑張るのだというような目標をきちんとする。そのことが恐らく皆さんのモチベーションにもなるのだろうと思います。

どの計画もいろいろ上がってきた内容を全部、そういう意味ではフルスペックでやっていくというような計画は恐らくなくて、それぞれ市全体の行政を進める中でバランスを取りながら、一部は縮めながらやっていくというような計画になっていくのだろうと思います。その辺も含めて、公表も含めて今、検討中ということでございますので、今後の今の職員の、市長が言ったような疲弊しているような状況とか、そういった部分もあります。ぜひ、健康管理も含めて、メンタルの部分も含めて、今後配慮しながら、この問題については対応していっていただければというふうに思います。

２　健診施設等の移転については、慎重な検討が必要ではないか

続きまして、大項目の２番、健診施設移転等の大規模事業について、慎重な検討が必要ではないか、というものについて伺いたいと思います。

健診施設等の移転については、８月 22 日の医療のまちづくりプロジェクトチーム会議において、建設の概要や施設の機能、想定事業費 37 億円等が示されたわけですけれども、議会の担当委員会である社会厚生委員会には８月 31 日に報告がありましたが、十分な議論がまだまだなされたとは言い難い状況にあるのだろうと思っています。

加えて人口減少の進捗が極めて深刻な状況にある中、将来にわたる行政経費縮減は南魚沼

市にとっても喫緊の課題となっています。今後、ゆきぐに大和病院の移転新築等の計画も控えている中、このような大規模事業の推進に当たっては、長期的視点に立った住民サービスの継続性の担保や他の事業への影響等について、これまで以上に慎重な検討が必要なのではないかというふうに思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　２　健診施設等の移転については、慎重な検討が必要ではないか

それでは、梅沢議員の２つ目のご質問の、大変大きいテーマでありますが、健診施設の移転について、慎重な検討が必要ではないかという観点からお答えしたいと思います。

これまで市の病院事業の方向性については、現在、病院事業管理者となっていただいている外山管理者に、副市長の就任当時から、その前からも含めてですが、具体的な検討を進めてきていただいています。これは大変大きい課題ということであります。

令和３年１月から、医療対策推進本部の活動として、他職種による６つのタスクフォースで議論。また、令和３年５月に策定をしました南魚沼市の医療のまちづくりに関する基本的方針に基づいて、今年の６月、医療のまちづくりに関する骨太の全体計画を策定したものです。既に議論を開始して２年近くが経過しています。ずっと議論を積み上げてきております。このことは皆さんもご存じのとおりです。

また、社会厚生委員会におきましては、６月には骨太の全体計画について。また、７月と８月には、その時点で開示が可能な健診施設等の移転に関する資料、また関連する会議等の開催について報告させていただいたところであります。

この骨太の全体計画の中では、医療資源の再編として、主に医療施設の改革について記載しておりますが、現在、検討を進めている健診施設等の移転、今回のご質問の件につきましては、城内診療所の在り方、そして市民病院の病棟の再編、加えましてゆきぐに大和病院の移転、こういったものに続く様々な課題があるわけであります。このための第一歩として、ここを重要な要素として取り扱う。その第一歩としてやっていくということを、ずっと話もさせていただいてきております。

確かに議員のご質問のとおり、急いでいる感があるというふうなお話と思いますが、これも事実だと思います。私としては急がなければいけない課題があるからというふうに考えております。その理由として、私の思う次のことが挙げられますので、今回は少しお聞き取りいただきたいと思います。なるべく短めに話しますが。

１番は、市民病院の常勤医師、常勤の先生方の平均年齢が高いということです。これは大変な特徴でありまして、17 名のうち 70 代が２名、65 歳から 70 歳が２名、60 歳から 65 歳が２名という構成です。これは今やっと持ちこたえているこの体制が、この後一体どうなるのだろうかという危機感を持たざるを得ない。そのときになって困ったでは困るのです。それがまずあります。

そして、現在この常勤医師を助けるという意味も含めて、辛うじて薄氷を踏む思いでやってきた自治医科大学と協定している寄附講座。本学のある栃木県以外では全国初の例なので

す。そういうことにまで及び現在やっていますが、現在３名の常勤医師をこれで派遣いただいているところでありますけれども、自治医科大学における医師不足も進行している。これは本当に向こうが言っています。こういう中から来年度以降３名の医師を維持できるかという、微妙な状況がありますし、これに加えまして、当初から約束をしている講座の期間が、令和７年度末には終了することになっているという状況です。それと先ほどの常勤医師の年齢を重ねていただきたい。いろいろな規定がありまして、ずっと勤務いただくことはできないのです。

さらに医師の高齢化に加えまして、ここも非常に大変な問題ですが、令和６年度に実施される医師の働き方改革。戦々恐々たる思いで我々はいます。ここの中では、超過勤務の厳しい制限、また罰則までがありまして、全国 335 の医療圏の中で、323 番目という魚沼医療圏の医師不足の状況。その中でも医師が働き過ぎるとも言える今の市民病院群の状況を考えますと、提供できる医療のボリュームが減少してしまうことも否定できない。非常に厳しい状況の変化が生まれるということになります。大変な問題であります。急がないわけにはいかないのであります。

現状では、健友館の運営のために――ここがポイントです。市民病院から医師、そして放射線の技師などが、年間では 300 回ほど日中に応援に行ってもらっています。行かざるを得ない状況です。日勤帯に市民病院と大和、この２つの移動を伴う勤務方法については、効率化のために改善するようにということで各種の会議が――民間の方々を含めて病院でこういう会議がつくられていますが、こういう中でも多くのそういう委員からも、加えて多くの病院職員からも求められているのです。こういうことから職場環境を改善して、負担の軽減を行うということが非常に大きな課題になっております。

加えましてですが、今、大和地域の住民の皆さんは、住民健診が１日で終わりますが、六日町、また塩沢地域では３日に分けて受診をせざるを得ないという状況があります。これは、一人一人の方に聞くと分からない人が多いのです。全体像をちゃんと示すと、えっ、ということになるわけです、これがあります。住民サービスの不均衡と言える状況です。一日でも早く是正したいのが私の願いです。

合併から既に 18 年。もう旧３町の時代ではないのです。そういう中でこれがまだ残っている課題ということもあります。こういうことで、そういう先ほどの様々な負担の軽減や、そういうことに立ち向かっている姿や、まさに立ち向かってそれを実現していくこと、こういうことが病院の魅力を向上させるということから、若き医師の皆さんのここへの関心の寄せ方や、そして医療スタッフの皆さんの、やはりそういうことに立ち向かっている地域であるということがなければ、誰もここに来ないです。ということが、私は非常に課題だと思っています。

今回の健診施設の移転に関しては、健友館で長年行われてきました病気の早期発見、これによる予防や健康づくり、すばらしいことを大和時代から続けてきているわけです。加えて介護予防、障がい者の活躍の場となるような交流施設の設置を計画したいと考えているとこ

ろです。

そういう複合的な施設と市民病院の連携が将来的な地域の医療の目指すべきモデルケースになるようにやっていきませんかということであります。このように市民病院の魅力を高めるということが、厳しい状況の中でも、様々な医療スタッフ、例えば内視鏡の・・・とかが要るのですけれども、必要なのですが、こういう常勤医師を確保していくための大きな武器にもなってくると考えております。

今回、市民病院の収支状況は劇的に改善されています。第一四半期の――前はこういう数字をなかなか上げてくることもなかったわけですが、四半期の３か月間において、前年度に比べ、6,500 万円ほどの実質的な改善がされています。過去には常勤のお医者さんの退職がありまして、あわや市民病院の病棟閉鎖という状況が、私が市長に就任してからでありますが、非常に危ぶまれたときがありました。その頃に比べれば、今、見違えるような復活を果たしてきていると私は思います。

先ほど申し上げたとおり、決して楽観できる状況になったわけではありません。こういう中で新管理者の下で、今職員が一丸となって、繰り返しますが、まさに薄氷を踏む思いで日々の改革に取り組んでいる。こういう機運をきちんと捉まえてやっていく。なぜみんながそんな思いでやっているか。みんなが理解しているかどうかまだそこまでは分かりませんけれども、そういうことが今、口に上って話題になっている。この中で一日でも早く先ほど掲げた大きな課題がありますが、ここにやっていこうという機運が私は出てきていると思います。

５月、異例でありましたが、私は全職員の前で大和病院、そして市民病院の職員を集めていただいて、特別の訓示を行いました。この中で目の輝いている職員がいかに多くなったかということも実感しておりまして、こういう機運の中で地域医療を捉まえて頑張っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○副　議　長　　５番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　　**２　健診施設等の移転については、慎重な検討が必要ではないか**

今ほど市長からありました重要な部分といいますか、私も今の健友館を市民病院のところにもってきて、先生方や職員の日中間の移動、そういった部分を合理化する。そして、健診の不均衡を是正していく。そういった部分については全く同じ考えでありまして、ぜひ、早急にそういった対応が必要なのだろうというふうにずっと思っています。

また、外山管理者がおいでになってから、本当に医師の確保という部分では、様々な手法といいますか、外山先生の人脈等も含めて大きな成果を上げていただいている。このことは全くそのとおりだろうというふうに思っています。

ただ、ちょっと私がここで言いたいのは、プロジェクトチーム会議で示された移転計画。これは今、市長もおっしゃいましたが、健診施設については、人生 100 年時代に対応だということで、地域での見守りですとか、栄養、運動やメンタルヘルスなどを柱とした介護予防、それから市民の交流促進による居場所づくり、さらには災害時の避難場所や支援機能、またはウインタースポーツや温泉施設などを組み合わせたメディカルツーリズムの推進による観

光への経済効果の波及ですとか、市の活性化を図るというようなことで計画になっています。

そして、これはとても医療の範囲を超えるのだということで、施設の整備から運営まで一般会計で整備するというふうになっています。確かにプロジェクトチームで示された計画の内容は、どれも今後将来にわたって様々な重要な課題であり、新施設に現状でのフルスペックの機能を盛り込んだ、みんながあったほうがいいのではないか、将来は必要だぞ、ということを盛り込んだ計画となっている。この計画自体は、私は全く間違っているとは思っていません。ただ、この問題は、プロジェクトチーム会議の提案を受けて、南魚沼市としてどのような検討を行い、最終的な提案につなげていくのかということだろうと思っています。

今議会の市長の初日の所信表明ですけれども、この中でも市長は財政の硬直化が危惧される状況に変わりはなく、財政管理には細心の注意が必要であり、身の丈に合った財政運営を心して心がけていかなければならない。原稿では心がけていかなければならないというのを、市長は、心して心がけてということで強調なさいました。その市長の所信表明を聞いて、私は財政に対する市長の危機感や、今後の決意といいますかそういったものが感じ取れたというふうに実は思っています。

市長が言うように、身の丈に合った財政運営、そういう立場からも今の計画を先ほどもちょっと、前段、１番で申し上げましたけれども、それぞれどの計画もみんなあったほうがいい。それぞれ出し合って、それはみんな必要なことです。ただ、その必要なことをでは、市の身の丈と市の財政計画やこれからの行政の継続性、これら全体を考えた中で、今何ができるのか。今この市の状況の中で何をやるべきなのか。これをやはりきちんと考えることが必要になってくると思っています。

そういう意味では、財政計画等も新たに、きちんとした将来推計を行って、市民の本当にセーフティネットである行政サービスの継続が今後も担保できるのだと。その辺の具体的な検討を行う必要があるのだろうと。計画をつくってもらうのはいいのですが、それを市としてちゃんとそこを担保できるのは、ではどうだと。これからの計画もあるわけですから、そこが必要だと思っていますが、その点についてちょっとお考えをお伺いしたいと思います。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　２　健診施設等の移転については、慎重な検討が必要ではないか

所信表明で話をした財政に対する思いというかは、今ほど議員からお話しいただいたとおりです。そういう思いできちんとやっていきたい。

加えまして、では、健友館の移転が本当に市の身の丈に合わないものかどうかという議論。これは今回初日の議案で、そこで様々に予算をつけていただきたいという思いで、丸正前の最初の議案の提案ではこれを盛り込んだものにしましたが、やはりいろいろな方々のご意見、そして思いを私なりに勘案する中で、少しここで一旦、ちょっと足踏みをさせていただいて、議論は尽くしてきましたが、議会の皆さんとの議論がまだまだという思いが少しあった。私もそのとおりだと思っていまして、急がなければならないのですが、しかし一旦ここで少し皆さんともう一度話をさせていただいてやっていきたい。

この中で一番肝は、これを造ることで私は市の財政がおかしくなるというふうに思えないので、今回そういう大まかな数字も、少し独り歩きして出ていますが、決してそうではなく、今の、先ほど挙げてくださった、例えば新しいエネルギーの対応の問題とか、様々ありますが、こういったことも踏まえて、国は今そういう手伝いをするための資金を、きちんとそういうことに立ち向かうことも含めて出してくるという、今現在はそういう状況です。

こういう中でものを考えていく中に、我々がこれまで取り組んできた様々なこともより具現化する時期にも入っているわけですが、こういったところの施設を造るときに、そういうことから度外視してやるつもりは私はなくて、これを議会の皆さんがこれからどう考えるか。もっとそういうところは縮めたほうがいいとかあるかもしれませんが、提案側でありますので、やはりこういうことをやって、しかし財政的におかしくなるかと言うと、そうはならないと思います。

加えて、先ほど市の一般財源で全部やるかというふうに話がありましたが、基本的に私は医療のそういう現場や福祉の関係は、本来、全てやはり市が設置をして頑張るべきものだというふうに思っていて、この中で考えると、一般財源から出していくことはもちろんですが、しかし、その中の具体的なものについては、病院の会計のほうから、やはりその設備は入れようとか、こういうこともあってしかるべき。この辺のところをきちんと話をした上で皆さんと、100 点は取れないかもしれませんが、しかし進んでいこうではないかということに入ったときには、速やかにこの事業をやっていって、その後に続く、大和病院とかも含めたそういうことをやっていかなければならない。

この中では財政の問題と切り離すことはできませんが、一番はそこをもちろん考えながら、やれるか、やれないかという判断になろうかと思いますし、やれると踏んで提案をしていこうというふうに私は考えております。

○副　議　長　　５番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　　**２　健診施設等の移転については、慎重な検討が必要ではないか**

ありがとうございました。少し安心をしました。６月の社会厚生委員会では、14 億 6,000 万円という移転経費が、８月の社会厚生委員会では 37 億円ということで、二、三か月、３か月弱で 2.5 倍に増えたということで、ちょっと実は驚いたのですけれども。実は南魚沼市も人口減少がこのまま進めば、市税や普通交付税の減少は確実に進むわけですし、それに伴う扶助費も当然のことながら増加の一途をたどるということになります。

加えて、現在進めている統合給食センターの建設ですとか、水道事業の地域別水源方式の推進などに続いて、今度は巨大プロジェクトと言われる新ごみ処理施設の建設にも着手しなければならなくなるわけです。そしてこれに加えてこの健診センターの移転新築、さらにはゆきぐに大和病院の移転新築などの大規模事業が続いていくということになるわけです。これらを含めた財政の見通しについて、十分な検討を行って、その結果を議会にも示していただきたいというふうに思っています。

先般の社会厚生委員会で健診センターの移転新築問題を正式に調査事項として取り上げ、

調査を進めるということになったわけですけれども、今ほど話したような財政計画や財政の見通し、これらをきちんと示していただかないと、社会厚生委員会としても計画がいい、悪いだけでなくて、市の事業として、市の継続性としてどうなのだという判断がやはりできないというふうに思うのです。そして、議会も同じことです。判断のしようがないというふうに思いますが、その辺についてお考えがありましたら、お願いをしたいと思います。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　２　健診施設等の移転については、慎重な検討が必要ではないか

多分、市民の皆さんもラジオで聞いているかもしれません。聞いていると、誠にすばらしい内容に聞こえるかもしれませんが、私はいささか違うと思います。今ほどお話をされた今ほどの事業全部、それを見通して、その全てのシミュレーションをして、一つ一つあれですか、事前協議してやっていくのですか。私はできません。約束できない。

大まかなことは言えるかもしれません。でも、どこまで求めるのですか。よく繰り返し議員は、説明がない。もっとやれやれ、と言うけれども、本当にそういうふうに進めなければならないですか。私はいささか疑問がある。大まかなことをやっていくならいい。もっと年限を先に延ばせば、例えばまだその中に庁舎もあります。まちの中心市街地だったらどうでしょう……。それを全部今からやって、その上でゴーサインなどというふうに言われても、私はちょっといささか順番として間違っていると思います。

○副　議　長　　５番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　　２　健診施設等の移転については、慎重な検討が必要ではないか

基本的に市の事業を進めていくということになれば、総合計画が基本になります。総合計画の中でも進捗状況によって、細かい積算や金額が確定しているわけではないですし、それぞれ実施計画、実施設計にでもなっていかなければ、もちろんそうですけれども、ただ、今後の財政を見据えた中の大まかな計画で、そういう意味ではそういった中に取り込んで、全体として継続性が担保できるというあたり、その辺の資料提示も含めてないと、では議会もこれがフルスペックで例えば医療の範囲を大きく超えて、災害時対応まで含んだ健診センターが必要なのか。そしてそういう意味では、ウインタースポーツだとかそういったところと、温泉施設などを組み合わせたメディカルツーリズム、その辺についてはどうなのだとか、観光への経済波及効果とか、市の活性化、健診センターでどこまでやるのかというあたりもあろうかと思うのです。

特に６月では 14 億 6,000 万円が８月で 37 億円ということで、なかなかこれが、どこが定まった計画になってくるのかと、まだまだ不安があります。ですから、そういった部分ではこの問題だけでなく、この後には本当に 170 億円と言われるごみ処理場や、ゆきぐに大和病院の移転新築、これらももう骨太の方針の中できっちりと方針としてうたってあるわけですので、それらも含めてきちんと委員会の中で一定程度の資料提示をしながら説明をしていく。そうしないと、委員会の中でも判断材料がないと思うのです。将来的に大丈夫なのかということだけでは、そこはある程度こういう方向でやっていきます、やっていけますという話も

含めた説明や資料提示、これがやはりどうしても必要になってくると思いますが、最後その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　２　健診施設等の移転については、慎重な検討が必要ではないか

できることは、やはりいろいろなものを・・・こととかも含めて、きちんとやっていきたいと思います。委員会という話をしましたが、今の議員が上げられているやつは、どこが所管するのですか。一つにはならないですよね。だから、トータルでみんなで話し合っていく。例えばそういうやり方というのは、口で言うのはやすいけれども、なかなか難しいのです。なので、私は再三ここでこの議論の問題、特に議員の皆さんからも、議会の皆さんのほうからも、ぜひ、積極的に、逆に特別委員会なりをつくったりとか、そういうことまでやったらどうですかと、何回も私はここで話しました。いまだにそこに至っておりませんが、それはそれとして、議会の皆さんのことですのでいいのですけれども、そういうことも含めてやっていただく。

やはりちょっと時間を取って、いろいろな話をしていきたいので、私としては少し思いとどまるところがあって、今、我慢をしながらですけれども、やろうと思っています、という話をしました。そういう中で、ぜひ議論いただいていいし、我々はそういうところにきちんと話をしたいと思っています。今ほどおっしゃった、全部ができるかどうかは約束できません。が、なるべく、よし行こうではないかといところに至るように努力をしたいと思っています。

先ほど 14 億 6,000 万円が三十数億円になったという話。だから難しいのです。数字の独り歩きになるでしょう。すぐ、そういう比較の仕方をするのです。でもそれは、あの機能をそのままという考えではなく、今もしも進めるとすれば、こういうことを加えてやっていくことがよいのではないかということの積み上げで、それも大づかみの中で出している数字。この数字についても独り歩きしないように。

私は前の――議員、聞かれていますか。私は議員の前に議員をやっていた人間ですが、身の丈という言葉と数字の独り歩きについては、いささか思いがあるのです。野球場問題が２回も市長選で戦われたことがあるのです。しかし、結果はどうだったですか。これからあまり申し上げませんが。身の丈という言葉がどうですかね、ということが私は非常にある。そういう思いがある。

今、人生 100 年時代を捉まえる。今までは 60 年、80 年。しかし、それがこれからどうやっていかなければならないのだと。いろいろなテーマが加わってきた中で、お金のことの比較だけで話ができない、私はそこにでも、それをやってでも、市として頑張っていこう、地域の医療というか、福祉をやっていこうということが、そこに加味されれば、やはり果敢にやっていくべきことに収まってほしいというふうに思っているのです。そんなことなので、数字の独り歩きは非常に取扱いを注意して、お互いにやっていきましょうということです。

○副　議　長　　５番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　　２　健診施設等の移転については、慎重な検討が必要ではないか

心配しているのは、市長も私も一緒だというふうに思っています。そして、早い時期での健診施設の移転、これもぜひ実現していただきたいというふうに思っています。

ただ、今議会に提出された監査委員の意見書の中でも、速いペースで進行している人口減少、並びに少子高齢化による扶助費の増加が求められること、施設の老朽化による改修費、更新費など、財政需要がさらに大きくなることを考慮すれば、限りある財源を効率的かつ効果的に施策に反映させ、住民サービスを確保した上で課題解決に取り組み、持続可能な財政運営ができるよう期待する、というようなご意見を監査委員からもいただいています。これはもちろん、当然のことでありますけれども、それらも含めて、ぜひ十分な検討と議論、それから議会のほうへもそれに足る情報提供等もしていただく中で、みんながこの方向であればやはりやろうではないかというような意見の集約ができるように、ぜひ、進めていただきたいというふうに思っています。最後にもし何かありましたらお願いします。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　２　健診施設等の移転については、慎重な検討が必要ではないか

先ほど話したとおりであります。繰り返しませんが、やはり本当に必要なものと、提案側は考えて最終的には出して、最終的な形は出しますので、それをご議決いただき、将来にわたって、そういう意味での責任を取っていただくのも議会の皆さんでありますので、お互いに緊張感を持って進めてまいりましょう。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○副　議　長　　以上で、梅沢道男君の一般質問を終わります。

○副　議　長　　ここで休憩といたします。再開を 10 時 45 分といたします。

〔午前 10 時 30 分〕

○副　議　長　　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前 10 時 45 分〕

○副　議　長　　一般質問を続行いたします。

○副　議　長　　質問順位２番、議席番号９番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君　　改めましておはようございます。また、傍聴席の皆様には足を運んでいただきましたこと、本当にありがとうございます。

議長より発言を許されましたので、９番議員の勝又が一般質問を行います。

私は繰り返しこの壇上で、私たちは思い込みの世界に住んでいると語ってきました。今でもその思いに変わりはありません。これでいい、このままのやり方でいいと思い始めたときに、進歩も向上も止まってしまい、それ以上のものにはなりません。その意味で、私たちは多少なりとも常に現状否定の考え方を持つべきだと考えています。現状に満足せず、少しでもよくするにはどうすればいいか。どうすれば今よりよくなるかと、常に考えるべきであります。私も議員でいる限り、その思いを持ち続けたいと思っているものの１人であります。

質問に入る前に、先日見た夢について語ってみたいと思います。８月 21 日の朝方の頃に見た夢に林市長が出てきて、雪についての行事、イベントに力を入れたいと語っていました。毎年春、夏、秋に雪を中心に据えたイベントを開催したいと夢の中で力説していたのであります。これは私が布団の中で寝ていてそういう夢を見たということであります。この部分は市長には直接関係はありません。そんなわけで、このたび一般質問には雪をテーマにしたものにしようかと考えたのですが、それについてはまたいずれということで、後回しにすることとします。

今回の質問は、図書館の改善と、予算書・決算書の書式についての２つで、１問目に 40 分、２問目に 15 分、予備として５分の時間配分を予定します。質疑応答の流れによっては、多少の時間的ぶれが生ずる可能性がありますが、どうかそんなときにはご容赦いただきたいと思います。では、１つ目の質問を行います。

１　図書館の改善について

図書館の改善についてであります。（１）日本一の図書館を目指すための戦略はどんなものか。（２）改善が進んだとすれば、どれはどんなことであるか。また改善が進まなかったとすれば、その原因は何か。（３）今後必要とされる改善点は何か。（４）駅前図書館を年中無休にできないか。

以上、４点を祈るような気持ちでお尋ねします。質問者はどうすればよくなるかと、祈るような気持ちで質問するのであります。

壇上では以上とします。よろしくお願いします。

○副　議　長　　勝又貞夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市　　長　　１　図書館の改善について

それでは、勝又議員の１つ目の図書館の改善について答弁をいたしたいと思いますが、この件につきましては、所管が教育部になっておりますので、教育長のほうから答弁させますので、よろしくお願いします。

○副　議　長　　教育長。

○教　育　長　　１　図書館の改善について

皆様おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、勝又議員の図書館の改善についてのご質問にお答えをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

最初の、日本一の図書館を目指すための具体的戦略はどんなものか、についてお答えいたします。日本一の図書館につきましては、これまでも勝又議員と議場で議論してまいりましたが、いつの間にか、言葉だけが独り歩きし、議論が平行線のまま、なかなか前に進んでいないと、私は感じております。そこで、日本一という言葉について整理をさせていただきます。

執行部が日本一の図書館を目指すと議会に説明したのは、平成 26 年７月 22 日に開催され

た総務文教委員会の資料によるものと理解しております。その年の６月１日に図書館が開館して間もなくのことでございました。当時の資料には、市民から館内がざわついているという意見が寄せられていることに対し、館内のざわつきへの対応という見出しで資料が作成されており、親しみ、憩える空間としての図書館利用を大事にしたいとしながらも、利用者の多くが静かな空間を求めていることから、すばらしい図書館を利用者と一緒に日本一利用しやすく、誇れる図書空間となるよう、利用ルールの周知徹底とマナー向上を含めた、日本一の図書館を目指した啓発活動を地道に行っていきたいと考えます、と記載されております。また、職員も日本一の図書館職員と言われるよう、自らを高めてまいります、としております。

このことから分かりますように、図書館では、これまでルールを守り、マナーのよい図書館を利用者と一緒に目指してまいりました。つきましては、本日はその点を中心にお答えしたいと思います。全く基本的なことでありますが、図書館職員は誇りと思いやりを持って誠実に利用者に対応するということを心がけています。利用者一人一人のお話をよくお聞きして、何を求めていらっしゃるかを思いやり、対応していくことを基本としています。これは当館のみならず、ほかの図書館でも同じ気概を持って取り組んでいることと思いますが、南魚沼市図書館では特に、毎日来館者の皆様が気持ちよく図書館をご利用いただけるよう、日本一を目指すという気持ちで職務に励んでおります。

２つ目の、改善が進んだとすれば、それはどんなことか。改善が進まなかったとすれば、その原因は何か、についてお答えいたします。

開館当初は接遇や運営に対して様々なご意見を頂戴いたしました。これらを真摯に受け止めて、日々改善する努力を続けてきました。その成果として、例を挙げれば枚挙にいとまがございませんが、幾つか挙げてみます。

毎日来館してくださる利用者が多数おられます。それは年々増えております。学生からは静かに学習できる場所として定着しており、大勢の学生が訪れます。強いご意見をくださった利用者からも、現在は好意的に図書館をご利用いただいていると感じております。

平成 31 年４月１日に魚沼市と定住自立圏の相互連携協定を締結して以降、広域の利用者も年々増加し、令和３年度は１万 5,123 冊の貸出しをいたしました。旅行で来られたお客様からは、分かりやすく、きれいに整えられた書架とお褒めいただいたり、美しい図書館内を記念に写真に撮らせてほしいという申出があったりします。館内は無断撮影を禁止しており、職員に断りなく撮影する利用者はほとんどおりません。このように、マナーも格段に向上し、図書館は利用者にとって居心地のよい空間となっていると考えております。

県の保健所の保健師からは、自殺予防の会議の場で、相談者に対し、図書館に行くことをお勧めしているとの話もお聞きしました。これは図書館が居心地のよい居場所として認知されてきている一例と感じております。また、職員による丁寧な対応についても、日々改善を繰り返しながら確実に向上していると考えております。

３点目の今後必要とされる改善は何か、についてお答えいたします。図書館も開館して８

年が経過しました。今後も地域の皆様の読書活動向上のための取組はもちろん、多目的室や展示コーナーなどの施設をさらに有効活用していただけるよう、ＳＮＳによる情報発信など、ＰＲ活動も積極的に行ってまいりたいと考えております。

一方、日々改善を繰り返しながら、図書館運営に当たる中で、職員だけでは見えにくくなっている部分もあると思います。利用者の皆様からお寄せいただいているご意見を参考にするとともに、図書館協議会の委員のご意見やお考えをお聞きしながら、必要に応じた改善を図り、知の拠点として、地域の皆様から関心を一層寄せていただけるようなサービスの提供に努めてまいります。

４点目の、駅前図書館を年中無休の図書館にできないか、であります。働き方改革が求められている昨今、利用者の皆様から年中無休を望む声は、私は直接は伺っておりません。どのくらいございますでしょうか。現在、図書館は毎月第１と第３木曜日を定休日とし、12 月 31 日から１月３日までの４日間を年末年始の休館日としております。また、春先に蔵書点検をするために、不定期でございますが、５日間の休館日を設けております。開館時間はご存じのように、平日９時半から 20 時まで。日曜・祝日は 19 時までで、職員は２交代制で勤務しております。このうち、第３木曜日の定休日は図書整理日に当てており、図書の円滑な貸出しのために必要な作業を行っております。また、春先の蔵書点検日は館内蔵書の一斉点検をするために行っています。書架の部分は利用できませんけれども、多目的室は学習室として解放しております。また、休館日であっても返却ボックスを利用して、本の返却はもちろん可能でございます。

職員は交代制でシフトを組んで勤務しておりますので、一斉の休みは第１木曜日の月１回と年末年始です。一般的に交代制職場は土・日・祝日も勤務となることから、私生活に一定の制限がかかり、生活リズムが乱れやすく、家族友人とも時間を合わせるのが難しいと言われています。図書館の司書は専門職であります。資格を有する専門的な職務を行っております。月１回、年末年始には一斉の休みが必要だと考えております。以上のことから、図書館を年中無休とすることは考えておりません。

以上でございます。

○副　議　長　　９番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君　　**１　図書館の改善について**

ただいま、教育長より慎重なる答弁をいただきました。教育長が言うように、平成 26 年７月 22 日の委員会で使われた資料のコピーを、私は今持っています。これがその年の９月の定例議会に議場に持ち込まれたわけです。大変重い文書だと、そういうふうに思っているのですが、ここに、今説明があったように、日本一利用しやすい図書館、そして日本一の図書館を目指した啓発活動、そして職員も日本一の図書館職員と言われるよう、自らを高めてまいります、という文面が見えます。これを見る限り、どこを切っても日本一というふうにも私は受け取っていたのです。

それはそうと、日本一という言葉の定義が大変曖昧だと思います。私もそう思います。イ

ンターネットで調べてみると、本の量からすれば、全国広い世の中ですから、市立図書館でも190万冊とか、180万冊とか、それほど持っている図書館もあるようであります。そういうところで比較してみようなどとは思いません。しかしながら、私は始まった頃、大変この図書館に期待した者の１人であります。その後、日本一を目指すということを執行部のほうからほとんど聞くことがなくなったと。そのことについて、多少申し上げてみたいのですが、日本一を目指すということは、いいことだと私は思います。具体的に日本一を目指すということは、図書館の水準を上げるということですから、それは量的のみならず、質的にも、職員の対応についても、様々な面から見て、蔵書の数はよそには及ばなくても、すごい図書館だよね、と言われるような図書館になってほしいわけであります。

そんな意味で日本一を目指すために、今後５年、あるいは10年の長期戦略のようなものを立てて、一つ一つ目標の項目を洗い出して、一つ一つ地道に結果を出していくというようなこともあっていいのではないかと、私はそんなふうに思ったのですが、この点についていかがでしょうか。

○副　議　長　　教育長。

○教　育　長　　**１　図書館の改善について**

勝又議員とは、答弁の最初に申し上げましたとおりに、この議場で日本一という言葉について、何度もやり取りをしていました。その言葉について整理をしたいということで、議員もお持ちの平成26年の総務文教委員会の資料を読み上げたところであります。そこには、日本一利用しやすく、誇れる図書空間となるよう、利用ルールの周知徹底とマナー向上を含めた日本一の図書館を目指した啓発活動を地道に行っていきたいと考えます、と書いてあります。当初、ここで強調されたことは、館内のざわつきへの対応を何とかしなければいけない。これではよい図書館ではないということで、日本一利用しやすい図書館になるよう、そういう気概でつくろうとした思いであると受け止めております。

蔵書のことについて少し触れられましたけれども、蔵書はそれぞれ図書館の特徴がございますので、図書館のそれぞれの特徴をつくり出すことが大事だと思っております。

議員が最後にお話しされました５か年計画などのような計画で、今、南魚沼市図書館の運営を行っているところではございません。利用者の要望や、図書館協議会の委員の皆様の意見を聞きながら改善してまいります、とお答えしたとおり、一つ一つの改善を続けているところでございます。

以上です。

○副　議　長　　９番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君　　**１　図書館の改善について**

今の答弁を聞いて、多少解釈の違いがあるのかと、そのように思いました。日本一という言葉はこの議場でも何度か語られたことで、本来のざわつきに限定した表現ではなかったと私は思っていました。この辺は解釈の違いということのようですので、これ以上掘り下げようとは思いません。

２つ目の、改善が進んだとすればそれはどんなことか、ということで接遇の改善、あるいは居心地よく配慮しているとのこと、あるいはその他もろもろ、確実に改善に向かっているという答弁がございました。１年前の９月の定例議会で、日本の国の図書館法と我が南魚沼市の図書館の資料収集方針、この間に不整合な部分があると申し上げたことを記憶しています。これは映像で見れば分かっていただけると思いますが。今日の朝プリントアウトしてみましたが、いまだに直っていない。

あるいは、あまり細かいことは言いたくないのですけれども、例えば去年、私はこの場で写真を見せながら、大和町図書館の行政資料のコーナーは、市報が置いてありますけれども、平成 23 年から平成 25 年までのものだけが置いてあると。その後の分、９年間の更新がないと。こういうものを何とかしたらいかがでございましょうかというような話をしました。四、五日前に大和町図書館に行ってみました。相変わらず平成 23 年から平成 25 年までのものが置いてあるだけでありました。図書館の人に聞いてみたのですが、１年分遡って市報を見ることはできますかと聞いてみたら、いや、ちょっとそれないんですけれども、みたいな。公民館でバックナンバーまでつづっておくような、そういうことはないのですかと聞いてみましたら、市民が持ち帰れるものをある程度いただいて、余ったものは基本廃棄していますと。図書館のほうへあるかどうかと言うから、図書館にないから公民館に来て聞いてみたのですがと。実はございませんのでと言われたのです。

あそこの行政資料について、９年間更新されていないということについては、去年の一般質問でも語ったわけですし、その９月でも語り、３月 10 日午前 11 時半、教育委員会に行って、それなりの立場の人に大きな写真を見せながら、これは放置しないほうがいいからという話をしたことを覚えている人もいるだろうと思います。

教育委員会を訪れて、明白な改善の提案をしても放置され、議場で勇気を奮って改善するべきだと思います、というお話をしても、あれから丸１年放置されてきたわけです。こういう類いの改善が進まない、そういう事例というのは、まだまだほかにあろうかと思います。ここで一々申し述べると、重箱の隅をつついているというようなお話になりますので、もうこれ以上申し上げませんが、私の目から見れば、あれも直っていないし、これも更新されていないしと。教育委員会を訪れて話をしても駄目で、議場で語ってもやはりそのまま放置されると。

以前の教育長の答弁でも、一つ一つ改善が進んでいます、という答弁がありました。今日もまた、改善を進め、確実に改善されている、という答弁がございました。私は議場で語ってもなお放置されるようなことが結構あるということは、どこかねじが緩んでいるのではないかと――言いたくないですよ。私はそんなふうに思うのですが、この点についていかがでございましょう。

○副　議　長　　教育長。

○教　育　長　　**１　図書館の改善について**

まず、最初の行政資料のことにつきましてご指摘いただきました点についてです。行政資

料につきましては、全体的な行政資料につきましては、議員からご指摘いただきました点について、できるだけ資料を収集しようと心がけていたところでございます。その点につきましては、まだ冊数、種類等につきましては、議員の望むところまでは至らぬところがあるかもしれませんけれども、努めてまいったところでございます。

具体的にご指摘いただきました市報につきましては、そこまで私は把握しておりませんでしたが、十分目が行き届かなかったところがあるかと思いますけれども、市報の収集につきましては、もう一度確認をしたいと思います。もう一度、そこにつきましては、どこまで収集が可能か確認してまいりたいと思います。ご指摘、ありがとうございました。至らぬ点につきましては、速やかに対応したいと思います。

○副　議　長　　９番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君　　**１　図書館の改善について**

市報について教育長の認識が及んでいなかったというような答弁がございましたけれども、直接本人に写真を見せながら、このままにしておかないほうがいいと申し上げた記憶がございます。去年の３月 10 日午前 11 時半でございます。

さらに、こういう話をすると切りもないのですけれども、例えば市報についての記録を残そうという姿勢があまりにも欠けていると。よその大型図書館に行って、市報の扱いはどうしていますかと。半永久的に残す、そういう性質のものだと。我が駅前図書館の窓口でその話をしてみると、全ての世帯に直接行政が届けているもので、自宅のものを見ればいいではないですかと。何も図書館に置く必要はないと思うのですけれども、みたいな返答が返ってきたことがありました。

この違いは何なのだろうと。例えば議会だよりについても、十日町の情報館にも平成 29 年からですから、５年分くらいあります。魚沼市の図書館にも議会だよりという厚いファイルがあるのです。かなり遡って見ることができます。長岡の中央図書館もそうです。先日、訪問してみた高田図書館は、すばらしい図書館です。行政資料の類いが大変よくそろっていました。我が南魚沼市に帰ってきて聞いてみると、どうしてそんなものが必要なのかというような話になってしまうわけです。これでは改善など進められようがないのではないかと、そんなふうに思ったりもするわけです。

それは部分、部分を捉えればそうでしょう。また、別の部分を見れば、改善はかなり進んでいると思います。私もそう思います。いいところはたくさんある。本の背表紙をずっと追ってみれば、いい本もたくさんありますが、当然あるべきと思うような本がかなり欠けている。これもまた私の目から見れば異様なのであります。改善が進んでいるというお話についても、教育長の答弁と私の認識はかなり違っていたと、そんなふうに思います。ここでさらに繰り返し掘り下げてもあまりいいことはないかと思いますので、これくらいにしたいと思います。

その次です。今後必要とされる改善点は何か。実は私は図書館についての質問は、もう本当はしたくないのです。しかしながら、しないで済めばそれに越したことはないと思いなが

ら、やむを得ず、この場で語りかけるのであります。繰り返し申し上げますが、今現在の図書館の現状を見て、やむを得ず行う質問であります。

改善が必要だというその意識がなくなれば、もはや向上もないわけであります。市民の声、そして議員の声も含めて、真摯に受け止めて改善についての問題意識を高めていっていただきたいと、そんなふうに思うわけです。

この改善点については、例えばあれだけの本の量ですから、日本十進分類法による分類がなされているわけです。そのプレート表示がはっきりされていない部分がかなりといいましょうか、ありますよね。

あそこの図書館がオープンしたときに、オープンして２か月もした頃でしょうか、哲学のプレート表示がなかったのです。どこにあるのだろうと。うろうろしながら、この辺だねと。何で哲学のプレート表示がないのですかと聞いたところ、ああどうしてないのだろう、というような類いの返答でした。その後、プレート表示がつくまでに１年がかりでした。翌年の春、やっと哲学のプレート表示がついたと。最近は宗教のプレート表示、書架の上に並んでいる宗教のプレート表示がなぜか最近もうずっとないです。ああいうものは置いておくべきだし、またそれに類した類いの本をそこに置くべきだと私は思います。そういう類いのお話……

○副　議　長　　勝又議員、簡潔に再質問になるように結んでいただきたいと思います。大所高所でお願いします。

○勝又貞夫君　　**１　図書館の改善について**

あといろいろ具体的に申し上げないと、何の話をしているのか分からないと。具体的に話をすると、重箱の隅だと言われる傾向があるのですけれども。例えば料理のコーナーのお話をしましょう。あまりいっぱいあるので、数えてみたら 2,700 冊ほどありました。我が南魚沼市の駅前図書館よりも大きな図書館で、料理や食事についての本がどれくらいあるか。開架書庫に限って大ざっぱに教えてもらえませんかと申し上げたら、1,300 冊。我が南魚沼市はその図書館よりも小さいにもかかわらず 2,600 冊で、貸し出しているものも合わせればもっとあると思います。閉架書庫のものも入れれば、3,000 数百冊、もっとあるかもしれません。

何が言いたいかということですが、蔵書構成のバランスというものをある程度考えれば、こうはならないだろうと思うわけです。例えばフランス文学のコーナーに行くと、星の王子さまと背表紙に書かれた本が９冊並んでいます。ＯＰＡＣで検索すると、あの大型図書館に星の王子さまの本が 25 冊あるのです。本を購入する人がよほど星の王子さまが好きなようで、そういう構成になったのかと思いますが、適正なバランスというものを考えると、そうはならないと思うのです。以前、マルクスの資本論とケインズの経済学の本の比率をこの場でお話ししたことがありますけれども、あまりにもそれぞれ見ると、アンバランスではないかと。これは具体的に話をしないと、何のことを言っているのか分からない。そんなことでやむを得ず具体的に話をしてみたのであります。私は今も蔵書構成は改善するべきだと思います。この点についていかがでしょうか。

○副　議　長　　教育長。

○教　育　長　　**１　図書館の改善について**

具体的な書名等も出していただきまして、イメージがしやすくなりました。この蔵書構成につきまして端的にお答えいたしますと、蔵書構成はこうあらねばならないという基準というものはございません。全国共通のそういう基準というものはないというふうに把握しております。それぞれの図書館で特色を持って蔵書は購入、整理されていくものだと思います。

そして、具体的にご指摘された中身ですが、１番の料理本につきまして、想像するに利用者がたくさん利用する内容につきましては、購入する度合いも多くなると考えております。利用者が読む本はたくさんの種類、あるいはたくさんの冊数となることがあると思います。ですので、先ほどのご指摘につきましては、市民の皆様がそれだけ料理につきまして興味があるというふうにも考えていくこともできると思います。

それから、星の王子さまというふうにありましたが、それだけではないと思いますけれども、１つの本をいろいろな訳者が翻訳したり、いろいろなまた年代において出版されます。人気のある本はそういう意味で、様々な内容、様々な訳のものを私は購入したものと考えておりますが、またそういうものを例に挙げていただきましたので、蔵書の内容につきましても、今後も注目をしてまいりたいと思います。ご指摘ありがとうございました。

以上です。

○副　議　長　　９番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君　　**１　図書館の改善について**

いろいろお話ししましたが、今、教育長の答弁にあったように、様々な翻訳者が翻訳する、あるいは別の出版社が出すというような傾向というのはある作家だと言われています。サンテグジュペリですよね。そのたびに購入すれば、そういうことになるのかと思いますが、多少配慮すべきだろうと。そのほか、フランス文学について言うならば、ほかにいっぱい置くべきものがあるわけです。あそこへ行ってみて、フランス文学の本が 360 冊ほどあります。これは感想ですけれども、相互貸借で対応すればいいのではないかと、置かなくてもいいのではないかと思う類いの本がかなりあります。相互貸借といういいシステムがあるわけですから、そういうものを利用すればもっとほかの本を購入できるはずだと、私はそう思います。

これについても、これ以上掘り下げないこととします。それにしても、私が問題だと思っているのは、我が市の図書館行政において最も重要なことは、改善について問題意識をはっきりと持てているかいないか。現状について、どこまで分かっているかという部分であります。この点について、もうこれ以上私は申し上げませんが……（何事か叫ぶ者あり）では、この点についてお考えがあったらお願いします。

○副　議　長　　教育長。

○教　育　長　　**１　図書館の改善について**

図書館の改善につきましては、最初からお話をしてあるとおりでございます。しっかりと現状を改めて確認しまして、改善を進めてまいりたいと思います。具体的な個々の改善、あ

るいはご意見につきましては、利用者の皆様からもいただいております。そういうものも参考にして改善を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○副　議　長　　９番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君　　**１　図書館の改善について**

慎重な答弁をいただきました。４番目については、年中無休の図書館にできないかどうかというお話を、ある市民から私に電話があったのであります。大勢の人がそう思っているかどうかは分かりませんが。インターネットで調べてみたら、広い世の中のことですから、年中無休というような図書館はあるのです。あるいは、１年に３日、４日しか休まないとかですね。そういうところがあちらこちらにある。ということは、やろうと思えばできるわけです。

考え方としては、日本一を目指す図書館であれば、周辺の図書館と同じ足並みにしているより、一歩前に出るというようなこともあっていいのではないかと、そんなふうに思いましたが、いかがでしょうか。

○副　議　長　　教育長。

○教　育　長　　**１　図書館の改善について**

図書館の年中無休につきましては、最初の答弁をしたとおりであります。現在、年中無休を実施することは考えておりません。

以上です。

○副　議　長　　９番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君　　**２　予算書・決算書の書式の改善について**

では、大項目の２つ目、予算書・決算書の書式の改善についてお尋ねします。毎年の予算書や決算書は市民に対する報告書であります。税金が使われていく流れを目で追っていけるように、誰にでも分かりやすく書かれていることが基本だと考えます。令和４年度予算書の書式を変えたのはなぜでありましょうか。今後も改善の考えはあるかどうかをお尋ねします。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　**２　予算書・決算書の書式の改善について**

それでは、勝又議員の２つ目のご質問に答えます。予算書・決算書の書式の改善でありますが、予算書・決算書の書式については、それぞれ地方自治法施行規則等がありますが、これにおいて基準となる様式が定められています。自治体による裁量の範囲というのは、極めて限定された部分しかないというふうに思います。具体的には、事項別明細書の説明欄、また備考欄のみでありまして、この部分に算出の基礎や内訳などの参考となる事項を記載できることとなっています。この欄の表記が自治体による違いとなっていまして、その見え方、また分かりやすさの点となって表れる部分となっているかと思います。

このことは過去に勝又議員――この質問も初めてではないです、２回目ですね。もう答弁したとおりです。それは平成 27 年 12 月議会でありました。もう一回は平成 31 年３月議会。

私は以下のように答えています。

なぜ令和４年度の予算書の書式を変えたかということに言及しますが、以前から説明欄に記載の事項がどの節に該当するのかが分かりづらいという指摘があったのです。私どもも対応可能な範囲で工夫は行ってきたと思っていますが、より分かりやすい表記といったような観点から、この節番号の表記を考えるという中で、その変更のタイミングをいつから変えていこうかとか考えていたわけであります。

そうした折に令和３年 10 月の、昨年 10 月の内部情報システムの更新があった。これに伴いまして、各事項の前に節の番号を付すと、つけることによってより分かりやすい表記となるように変更させていただいたということであります。これによりまして、令和３年度一般会計補正予算第９号、これは 11 月 12 日に専決したものでありますが、ここから現在の表記に改まっているということであります。初めに申し上げましたとおり、自治体の裁量で行えるこの部分は非常に限られた部分しかありませんが、他の自治体のよい事例などもやはり参考にしながら、今後もより分かりやすい表記の検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○副　議　長　　９番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君　　**２　予算書・決算書の書式の改善について**

市長から答弁をいただいたとおりであります。私が最初に予算書・決算書の表記の改善について議会で一般質問したのが、平成 27 年でありました。そのときの井口市長の答弁では、説明欄の項目に節の番号を振ればいいだけのことだが、そんな必要があるとは思わない。予算書や決算書を細かく見るような市民がいると思いますか、とこの議場で私に語りかけてきたのであります。これは議事録に残っています。そういう答弁があったということ。

それから、平成 31 年３月の質問のとき、市長が代わったから今度はいけるかと思って、私は祈るような思いで質問した覚えがあります。そのときの市長の答弁が、ほかの自治体のよい事例があれば検討したい、という非常に前向きな言葉でありました。その答弁をいただいたにもかかわらず、３年間全く変更されることがなく続いたものですから、内心実は諦めていたのです。

しかしながら、このたびやっと款・項・目・節と並んで予算や決算が枝分かれしてくる、最後の節の金額と説明欄が有機的に結びついて、理解できるようになった。そのことについて私は大きな一歩だと思いますが、これは私の感想ですけれども、大きな改善といっても、まだ中途半端ではないかと、そんなふうに思うわけです。予算書・決算書の類いをこの場で説明を受けるとき、丸、何々という説明がありますよね。一番上の丸、何々、１つ飛んでその下の丸とか、あるいは、中ほどより少し下の丸とかですね、あるいは一番下の丸とか、そういう読み方をしながら進んでいくわけです。私は議員になって初めてのとき、丸に番号を振ればいいではないかと。どうして番号を振らないのだろうと、先輩議員に聞いたことがありました。これはこういう習慣でやっているのだから余計なことは言うな、みたいな、そんな会話をした覚えがあるのですけれども。

よその決算書・予算書の類いには、事業別に番号が振ってある。当然、そちらのほうが分かりやすいし、読みやすいと私は思います。そういう部分、あるいはまだもっとよその予算書や決算書を見ると、例えば時間外勤務は総額が２億何千万円というものであっても、款ごとに時間外勤務は幾らであるかというものまできちんと出ている、そういう予算書・決算書もあるわけです。そういう類いを見ると、ああ、こうなっていれば分かるのだと。我が南魚沼市の例えば時間外勤務手当は総額が出ているだけで、おのおのの課長に聞いてみても、ここの課は時間外勤務は幾らが予算になっているのですかと。なかなか即答できないというようなこともなきにしもあらずでございます。

よその書式を見ると、大変分かりやすいと。まだまだよその予算書・決算書の様式に学ぶべきところがあると私は思います。そんなわけで、大変大きな一歩を踏み出した今回の改善に対して、中途半端という言い方も失礼ですけれども、さらに改善に努めていただければありがたいと、そんなふうに思うわけでございますが、市長はこの点についていかがお考えでしょうか。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　**２　予算書・決算書の書式の改善について**

いろいろまたご指摘ありがとうございます。話をされているのは、そのとおりそういうこともあるのかと思って聞いているので、初めに申し上げたとおりですけれども、なかなか決まりがあって、各自治体の裁量で行える部分というのは、そう多くないということは先ほどから繰り返しておりますが、今ほどいろいろ話を聞いて、よい事例であればそれをやはり参考にしながら、次にやるときにはやっていきたいと思います。

加えてちょっと申し上げると、最初に冒頭議員は、予算書・決算書は市民に対する報告書であると。なので、私どもはこの予算書だけではなくて、市民の皆さんにとって分かりやすいかどうかという点で考えれば、予算書から入ってくる人は私は非常に少ないと思うのです。それは井口さんのときと同じ考えがちょっとあるのです。なので、やはりそれをもっと砕いて、こういう施策展開をやりますとか、そういう予算の説明というか紹介を、やはり我々は同時に心を砕いていかないと、そういう市民に対する報告書にはなかなかこれだけをもってやれることはできないのではないかと思っているので、両方やっていきたいと思います。

○副　議　長　　９番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君　　**２　予算書・決算書の書式の改善について**

予算書や決算書は議場で使うもので、市民に対する報告書ではないという認識を持っている人もいる可能性があるのかなと、そんなふうに思ったから冒頭で申し上げたのですが。

実は５年前に北海道のニセコに行ったときに――これは市民向けの予算書です。全世帯に配布する。市民が見てはっきり分かる。何が幾ら、何が幾ら、合計この事業は幾らだと。施工に幾らかかって、人件費に幾らかかってと、調整費に幾らかかってというような、そういう類いの、事業別に書かれたものが配布されていました。ニセコというところはそこまで進んでいた。そういう事例を頭に思い浮かべて、まだまだ改善する余地はあると。そんなふうに

思ったので、こんな質問をしたのですが、これについて市長のお考えがあったらさらにお伺いします。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　**２　予算書・決算書の書式の改善について**

先ほど言ったとおりですが、私どもも予算特集、そういう形でもっとやはりやったほうがいいと思うこともありますし、市長のざっくばらんとか、口できちんと目を見て話をすることも加えてやっておりますので、あらゆる角度から市民の皆さんにお伝えをしていくということに尽きるかと思います。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○副　議　長　　以上で、勝又貞夫君の一般質問を終わります。

○副　議　長　　ここで、昼食のため休憩といたします。再開を 13 時 10 分といたします。

〔午前 11 時 46 分〕

○副　議　長　　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後１時 09 分〕

○副　議　長　　一般質問を続行いたします。

○副　議　長　　佐藤剛君より資料配付の願いが出ております。これを許し、配付のとおりといたします。

○副　議　長　　質問順位３番、議席番号 13 番・佐藤剛君。

○佐藤　剛君　　それでは、発言を許されましたので、通告に従って、今回は医療に関連した２点を質問いたします。

１　新しい健診施設に求められる機能と役割について

その大項目の１番目は、新しい健診施設に求められる機能と役割は、ということであります。

医療のまちづくり、その中での健診施設の建設につきましては、前段少し経過、概略を確認しながら質問をさせていただきたいというふうに思います。

６月９日の社会厚生委員会で、調査項目でありませんでしたが、その他の中で医療のまちづくりに関する骨太の全体計画が報告されました。先ほど、午前中の質問の中の答弁にありましたので、この骨太の全体計画の概要につきましては、省略させていただきたいというふうに思います。

６月９日時点での新しい健診施設の方針、考え方がこの委員会の中で示されましたが、現状の健友館機能を市民病院近くに移転新築するもので、幾つかのパターンがありましたけれども、最大のもので現健友館の２倍規模にした場合の工事費概要は約 14.6 億円ということでありました。

その後、７月 28 日の社会厚生委員会では、この委員会でも調査項目ではなくその他の中でしたが、健診施設の建設に向けてのスケジュールが示され、令和４年度には基本設計、令和５年度に実施設計、そして令和６年度から令和７年度で工事、令和８年４月１日オープンと

いう内容でありました。その後、８月 22 日の医療のプロジェクト会議をオンライン傍聴した中では、さらに話は一歩進んで、新たな健診施設の想定する事業費は 37 億円となり、具体的な施設の内容も示した資料が提示され、会議が進められていました。

残念ながら、音響が悪くて、ほとんど発言内容が分かりませんでしたが、もちろんこの間、内部では各プロジェクト会議とか、分科会とかが行われてきたと思われますが、一般質問の通告時点ではこのように市民の命と健康を守る根幹とも言うべき施設の建設と運営の在り方が、議会ではでありますけれども、具体的な内容の議論もないまま話が進んでいるという中でした。その後の担当委員会では、今後の調査項目として取り上げて調査をし、議会の中でもこれから議論が進むものだというふうに思っております。

そこで、今回はその議論の前提となる、基本的な部分について何点かお伺いをしたいというふうに思います。

１番目でありますけれども、人生 100 年時代に対応するこれからの健康課題である健康寿命の延伸の実現に向けて、新しい健診施設での役割をどう求めているか。

２番目でありますけれども、新しい健診施設は早期発見、早期治療につながるだけでなく、当然のことでありますけれども、予防医療の足がかりとして、市民が健康診査、人間ドック等、受診しやすい環境整備と健診の受診率向上に結びつけることは極めて重要でありますけれども、その対応はどうかということであります。

３点目でありますけれども、医療のプロジェクト会議で示された健診施設構想は、大きな財源を必要とする計画ですが、構想に伴う財源確保と、新たな収益増につながる構想はあるのかということであります。

ここの部分、ちょっと補足説明をさせていただきますけれども、示された建設案は脱炭素、ＳＤＧｓも意識した幅広い取組を含めた大規模な施設建設の構想であります。そういう意識を持って、行政のいろいろな場面で具体的な施策、事業を進めることは、持続可能な社会形成のための、いわば人類全体の使命であると思っています。したがって、構想に上がっている雪冷熱や太陽光パネル、そしてペレットボイラーなど、この健診施設に集中させて取り組むことも、そしてさらに避難所としても、交流の場としても取り組むことも可能であれば、またはできることであれば、あったほうがいいわけでありますが、新しい健診施設は、先ほども話が出ましたけれども、37 億円という試算であります。

先ほどの一般質問でもありましたけれども、後に控える山積した行政課題を考えれば、私の知る限りの財政認識からは少し心配があるわけでありまして、今後の財政運営的にはこの事業の取組について可能なのかというようなことで、見込みは立っているのかということで、通告の説明文には書きましたけれども、先ほどの答弁の中では、見込みは立っているということでありました。では、その根拠です。見込みの根拠。もちろん概要で大ざっぱでいいのですけれども、こういう――ふるさと納税とか、こういうことでこの財源の確保は大丈夫なのだというところがありましたら、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

そしてまた大きな投資をして、施設も機能も設備も一局集中させて、施設の維持管理をし

ながら、当然病院財政も見ながら運営するわけですが、これを機に新たな収益につながる医療関連の施策など、考えを持って進めているのかというところもお伺いしたいと思います。以上で、壇上にての質問は終わります。

今回は２つの大項目の通告をしていますので、質問項目は単刀直入に答えやすい質問にしたつもりであります。答弁につきましても、簡潔な答弁をお願いいたします。再質問と大項目２番目につきましては、質問席で行います。

○副　議　長　　佐藤剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市　　長　　それでは佐藤議員のご質問に答えてまいります。

１　新しい健診施設に求められる機能と役割について

今回は議案を一旦ちょっと止めて、最初思っていた予算案を１回ちょっと変更もさせていただて、やはりよりよく皆さんといろいろ議論をした中で、そして前に進みたいと思っていたところ、今日のこの質問の内容はまさに願ったところでありまして、今日はより深く、本当に市民のこれからの将来にわたっての非常に重要なことでありますので、より深い議論になるように、私も真摯に応対してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。そう願っております。

まず１点目の、新しい健診施設に求められる機能と役割です。まず、１点目の人生 100 年時代に対応するこれからの健康課題である健康寿命の延伸。この実現に向けての新しい健診施設の役割をどう求めていくかということで、まさにそのとおりだというふうに思っています。議員はよく記憶しているというか、大和の時代から健康・福祉・医療、こういったところの三位一体という形で、大和福祉医療センター、こういったものがありました。こういうことはよく話が出ますが、この大和福祉医療センターがゆきぐに大和病院、そして農村検診センター、そして特別養護老人ホーム八色園、ヘルパーステーションが連携する、当時としては画期的な施設だったというふうに考えていますし、そういう評価だったと思います。

今回、我々が目指したい健診施設では、この連携のコンセプトは、これを継承しながら――よく私も大和イズムの継承という話もしますし、医療現場の皆さんも本当にそう思っていると思うのです。まさにこれの今版、そして将来版を目指したいというところが、一番根底にあると思っております。

現在と今後の社会情勢を踏まえた変更もこの中でやっていく。この大和福祉医療センターの時代を見ますと、今日午前中の梅沢議員とのやり取りの中でもこの言葉を使いましたが、人生が 80 年程度であったと思うのです。それでも我々が子供の頃から考えたら、もう物すごくまた延びていったわけですが、これがこれからは人生 100 年時代。今、中学生でしょうか、高校生くらいの現在の今時点の子供たちが、このままちゃんと普通に暮らしていった場合というか、そういう場合には寿命は 100 歳を越えると言われているという推計が出ているのです、今現在。そういう時代に入ってきたということです。

健康寿命を延伸するため、これが非常に極めて重要。今はどちらかというと、我々の在り

方は75歳までを絞って、その先をあまり見ていないというのが実情ではないでしょうか。ここに私どもはこれから100年時代を迎えるということは、その先のところまでをもっと行政がきちんとやっていくということが――ごめんなさい、福祉・医療とかそういうことを対象にやっていかなければならないということを意味しているのだと思います。

そのために予防医療に加えて、介護予防が何としても必要であるということであります。さらには、障がい者を含む市民が、例えば活躍できる場――かけ離れている議論をしているように感じるかもしれませんが、こういったことを、こういう施設展開の中で我々が課題として抱えていることを加味していく、そういうための施設でもありたいという願いなわけであります。

その交流施設的なところも新たな健診施設には加味されていくことが非常に大きい問題、課題ではなかろうかと。市民全体に役割と生きがいを持っていただくことが、非常に重要だと思っております。新しい時代の要請にも応えていくということだと思っております。

２つ目のこの新しい健診施設が早期発見、早期治療につながるだけではなくて、予防医療の足がかりとして、また、健診や人間ドックが受診しやすい環境整備と、そして受診率の向上に結びつけることが極めて重要ということですが、そのとおりだと思っています。

予防医療の足がかりとして、まずは住民健診、事業所健診、そして人間ドック、こういう役割が重要だと思っていますが、まず１点目の住民健診については、先ほど梅沢議員さんとのやり取りの中で、今、大和地域と六日町、塩沢地域には、若干市民サービス上の不均衡がまだ少し残っているということを言いました。これは本当のことです。これらのことがまず解消されていく中では、健診の受診率は必ず向上させなければなりませんし、していくものと考えております。

加えまして、事業所健診でいうと、数年間増加傾向が続いていることがあります。加えまして、市の中心部に移転することで、アクセスが向上する事業所が増えてくるというふうに思っております。またそうさせなければなりません。さらに増加すると見込んでいます。

人間ドックについては、受診者を増やす上で障害となるのが、これまで内視鏡検査の受入数に上限があったと。これはもう皆さんは分かっていると思います。この受入数の上限があったということ。この内視鏡を操作する医師の確保が課題となっていますが、今年度から新たに消化器外科の専門医の確保にめどがついてくるなど、準備を現在進めています。そういう準備を今、始めているというふうにお考えいただきたいと思います。

健診施設全体の受診率を向上させるために、受診しやすい建物内の配置とか、接遇――接遇は大事だと思っています。そして今、女性が女性を――やはりいろいろな、そういうデリケートな部分がありますので、女性放射線技師の確保など、こういう様々な面につきまして検討を進めています。進めているというのは、特に医療現場のスタッフの皆さんが、どういった姿を目指したいかという大いに議論が進められている。このことをまずは喜びたいと思いますし、そういう意識を捉まえていきたいと思っているわけであります。

３点目のプロジェクトチーム会議です。医療のまちづくりプロジェクトチーム会議で示さ

れた健診施設の構想の中身。これが大きな財源を必要とするという計画で、これについてどうかということです。私は、議会の皆さんが一番ここを心配したのではないかと、本当に思っています。確かにそうだったと思います。今日午前中の話の中でも14億円ちょっとが、一気にこういう数字になった。一体何がどうなったのだということだったのだと思うのです。このとおり、この費用を、37億円を想定はしています。独り歩きはしてもらいたくないのですが、そういうことです。

主な財源として、ではどうかということですが、この建設工事について国土交通省の――ちょっと角度が違うと思われるかもしれませんが、国土交通省の都市構造再編集中支援事業というのがありまして、この交付金の活用を現在検討しています。具体的には、交付金が対象事業の２分の１、残り２分の１の90％については、後年度に交付税算入されるという優良債であります。極めて優良債だと思っています。そういうふうに見込んでおります。

この交付金についてはどういうことであるかと言うと、カーボンニュートラルに寄与するゼブと呼んでいるのですが、ＺＥＢですね、このＺＥＢ対応。Net Zero Energy Buildingということの略称になりますが、ここでは詳しくは言いませんが、この対応を実施することで補助対象額が、21億円から30億円にかさ上げされるということから、15億円程度の交付金になると試算を現在しています。

この施設に関しましては、健康づくりや介護予防など市民全体が活躍できる、人生100年時代の対応と併せて、先ほども議員もお話しいただいていますが、梅沢議員のときも話をしましたけれども、カーボンニュートラルなど、まさに持続可能な社会、ＳＤＧｓを目指すということもありまして、診療報酬や健診費用だけで施設費用を賄うということは難しいということから、議論の中心になっています一般会計からの負担において建設を予定する。しかしながら、これを全部と見ているわけではなくて、様々これから中身については精査をしていくということになります。一般会計だけということではありませんが、しかし、一般会計が中心的にこれをやっていく価値や、そして将来のそういう意義があるというふうに私は考えております。

検討の中では、診療報酬に対応するリハビリだけでは社会復帰に不安が残るケースなどが多く見られて、市民病院のリハビリ専門職によって、患者さんが社会復帰するために不足する部分を補うことができれば、もっと多くの方がその後も活躍ができる社会、そういうふうになっていかなければならないということを、私だけではなくて、医療現場の皆さんもそういうふうに考えて、今いろいろな検討をしてくれている。非常に心強いし、誇りに感じているところでもあります。

具体的な運営費用の負担方法などについては、今後の協議となりますけれども、まさにこういった市長部局の行政サービスと、これまで別に見えていた病院事業が、垣根を越えて連携するという新しい形。これが市民が100歳まで健康で生きがいと役割を持って住み続けられる地域をつくり上げる、そういう姿であろうと信じているところであります。

健康寿命、そしてこれらの収益性も含めて、こういう難しい課題ですが、両立を図りなが

ら継続的に事業を進められるように、議会の皆さんはもちろんですが、市民の声も多く聞きながら、前向きな検討を進めていきたいと考えています。これは医療、そういうものの困難地である雪国、豪雪地帯。非常にそういうか細い状況下にある我々にとって、大きな課題というか、挑戦になろうかと思っておりますので、そんな思いで進めていきたいと考えております。

○副　議　長　　13番・佐藤剛君。

○佐藤　剛君　　**１　新しい健診施設に求められる機能と役割について**

では、順次少しずつ再質問させていただきます。最初、（１）のところでありますけれども、人生100年時代という言葉は、重要な意味を持っている言葉だと私は思っています。人生80年から20年延びまして、平均寿命が延びても、年を取れば身体的機能は弱くなるわけです。この20年間の命とか、健康とか、そして年を取っても余暇を楽しんだり、活躍できる身体能力をつくる、まさに健康寿命を延ばさなければならない。そのために新たな健康施設で、役割として健診体制、そして医療体制、介護体制を効果的につないで、健康、暮らす基礎づくりをするのだというのが、多分、三位一体の――大和病院の例も挙げましたけれども、結論的には多分そういうところだというふうに私は受け止めました。それを第１の役割とするという理解でいいのかというところから、まず入っていきたいと思いますので、確認したいと思います。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　**１　新しい健診施設に求められる機能と役割について**

そういう理解だと思います。私もそのとおりだと思っています。

○副　議　長　　13番・佐藤剛君。

○佐藤　剛君　　**１　新しい健診施設に求められる機能と役割について**

（１）を確認できましたので（２）のほうへ移りますけれども、受診しやすい環境ということで、第１次総合計画の頃に総合保健福祉センターという名称で、六日町地区に健友館的機能の施設建設の計画がありました。古い話ですけれども、私はその頃、今言った健友館的なやり方が非常に気に入ったものですから、総合保健福祉センターについて2010年と2013年に、その必要性について一般質問をしております。その総合保健福祉センターの内容は、一般質問のやり取りの中からでは、大和地区の健友館は残して、六日町地区に新施設を建設するものでありました。塩沢の受診体制というのは、質問のやり取りの中では明確になりませんでしたけれども、そういう内容でありましたが、第２次総合計画の中では、総合保健福祉センターというのは消えて、今の形態になったようであります。

そういう経過もありますけれども、ここで市民病院に一局集中して、市内全域の住民健診、人間ドック、事業所健診も含めて全て行うということは、いろいろな中で机上の計算では、建物を２倍くらいにすればできるというようなことになっていますけれども、建物本体だけではなくて、市内全域で大勢の方々が受けるとなれば、多くのスタッフ、そしてまた健診機器も同機種のものを２つとか３つとか――３つは要らないと思いますけれども、複数台そろ

えなければならないということも出てくるのかというふうな思いもします。

また現在、市内全域の住民健診カレンダーというものがありますね。この地区はいつするというあれを見ますと、相当過密な受診日程にならざるを得ない。それに人間ドック、そして事業所健診が加わるわけですから、それらを含めて対応できるというようなシミュレーション、そういうものを立てながら、今、話が進んでいるのかというところを１点確認をしたいと思います。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　１　新しい健診施設に求められる機能と役割について

これについては、少し検討しているところに話をしてもらうことにします。私も細々したところまでのシミュレーションを私がしているわけではありませんが、先ほどから繰り返しているように、医療現場、そして福祉の関係の人たちも、非常に今これに向かっていろいろなものをめぐらし、期待もしながら頑張っている。今日は午前中の梅沢さんに話をしたような、様々な医師の今、大和と市民病院を行ったり来たりしている、そういう部分。複数を持つというのは、今日の午前中の議論の中の肝だったと思うのですが、そういうことがもう許されない状況が生まれてきているというところもあって、ということもあると思っていますので。病院のほうから少し答えてもらおうと思います。

○副　議　長　　病院事業管理者。

○病院事業管理者　　１　新しい健診施設に求められる機能と役割について

31 日の社会厚生委員会にお出しした資料、それからその前の 22 日のプロジェクトチーム会議資料につきましては、全議員にお示ししておりますし、会議でもご説明いたしておりますけれども、その資料の中の最後のほうに書いてありますが、想定する事業費分について、1.8 倍から２倍程度ということを最大限想定しております。

そのオペレーションのやり方につきましては、今後検討しなければいけませんけれども、この想定に当たりましては、院内それから健友館のスタッフ、様々な専門家に集まってもらって積み立てたものでございまして、可能なものだと思っております。

ただ、議員ご案内のように、実際にこれからさらに詰めるには、動線をどういうふうにするであるとか、午前、午後の外来とその健診の割合をどうするとか、そういうふうなこと。さらには、今例えば人間ドックの中で内視鏡を希望してもお断りしている・・・がございます。例えば鎮静剤つきの内視鏡をメニューに入れればどっと増えるであるとか、それから例えば今、健友館のほうでは、ＭＲＩが大和にないために、頭部ＭＲＩとか婦人科ＭＲＩにつきましては、別の日に市民病院のほうに来てもらってやってもらうということがございます。

したがって、そういうふうなメニューが増えれば、希望が今の想定にプラスアルファちょっとまた増えるかもしれません。そういうふうなことも全部、カレンダー及び実施体制を計算しながら――まさにこれ以上机上の空論でもいけない。私としてはもうそのシチュエーションを考えながら前に進ませてもらいたいと思っておりまして、そういったことで、今考えられる全てのことを考えながら、これは可能だというふうに判断しております。

ただ、そこに向けて、ご案内のようにマンパワーをでは２倍にすればいいのかということだと、そうでいいのか。あるいは病院のスタッフと併任をどういうふうにしたらいいのかとか、様々に具体的に今後考えていく必要があると思っています。

以上であります。

○副　議　長　　13番・佐藤剛君。

○佐藤　剛君　　**１　新しい健診施設に求められる機能と役割について**

はい、分かりました。では、（２）の関係でもう一、二点ちょっと聞きたいのですけれども。私が今一番心配しているのは、その役割を果たすには、まず、受診をしてもらわなければならないわけです。六日町地区は受診しやすくなると思うのですが、塩沢・大和はなかなかこの体制だと受診しづらい。それに対応するために、バスや乗合いタクシーをこれから――これからですけれども、これから検討するということになっています。

昔大和地区で住民健診に、各集落にバスを回しまして、そして住民健診の送迎を行っていました。大和地区という限られた地区だからできた取組でありまして、これだけ広がった市域の中で、それが果たして可能なのかというところがあります。そういう可能性を、見通しを立てた上で、大丈夫だから健診施設は一本化して進めましょう、というのが多分、本来でなければならないと思うのですけれども。そのバス、乗合いタクシーですか、そういうので受診する皆さんの足確保ということは可能なのでしょうかという聞き方もおかしいですけれども、可能性をきちんと見通しているのかというところを１点お聞きしたい。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　**１　新しい健診施設に求められる機能と役割について**

この点については、まだ具体的にどうするかというところまでいっていないと思うのです。ただ、もう議論の中ではこの足の問題というか、特に３町を見た場合、過去を見ると大和だけが特別な扱いだったのです。バスが回っていた。これは六日町や塩沢の人は誰もしたことはありませんから。そういうところで不便さを感じるとしたら、大和の皆さんかなと思うところはあるのですけれども、そうではなくて、市内全域を今度はサービスの均一化ということになれば、そういうところに足の問題をではどうするか。これはもうそういうところが課題として出てくるということはもうみんなが分かっているので、これをいかにできるかどうかということは、これからの議論になると思います。議論することは、全然可能なことだと思います。

○副　議　長　　13番・佐藤剛君。

○佐藤　剛君　　**１　新しい健診施設に求められる機能と役割について**

可能だということで、この詳細な可能のやり方、支援のあるやり方というのは、また委員会等でお話を聞きたいと思うのですけれども。

そこで私が考えるのは、例えば大和地区の話が出ました。大和地区において、今は健友館でやっているのですけれども、健友館が大変老朽化しまして、だけれどもまだ使えない建物ではないわけですから、その建物を生かしながら、例えば施設を使って業務を委託するとか、

魚沼基幹病院との連携をもっとお願いするとか。塩沢地区の交通手段の問題も残りますけれども、あまり手をかけずに今ある健友館と、そして新施設で分散実施すれば、受診する市民の人たちは受けやすくなるし、その新施設もそれなりに規模とか、総合的な規模も含めて考えられるかなというふうな思いがあるのですけれども、そういうところの検討というのはあるのですか、というかあったのですかという、そこら辺を聞いてみたい。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　１　新しい健診施設に求められる機能と役割について

今日の午前中の梅沢さんとの肝だったです。マンパワーの分散というのが、一番これから大丈夫なのかというところから始まっていると思うのですけれども、今、議員がお話のことは、そういうことも考え方としてはあるのだろうというふうに思って聞いているので、これについても、様々な検討を加えている病院側のほうからちょっと答弁してもらいたいと思います。見解をです。

○副　議　長　　病院事業管理者。

○病院事業管理者　　１　新しい健診施設に求められる機能と役割について

今の健友館を利用する、具体的にここの部分を利用するというのはなかったのですけれども、必ずしも全て集約せずに、簡単なものでいいから塩沢地区の公民館でやるとか、そういうことも分散として、戦略として残しておいたほうがいいのではないかという議論は事実ありました。ありましたですけれども、結局市民サービスで、均一的に改善していくという観点に立ったときに、それはやはり姿としては求めず、その代わり非常にその地域の人が不便にならないように――なればまずいわけなので。そういうことに注意しながら、まずは新健友館への集約化を求めるべきだというふうな意見が強かったです。

それからもう一つは、健友館のみならず大和病院の南館のこともありますけれども、県との約束の中で、きちんとその後の利用等を鑑みながら、駐車場の問題とか残っているわけです。そんなことで、別な意味で実際今、大和病院の今使っている病棟の３階のあたりは、魚沼基幹病院のいろいろな用途に使っているわけでございまして、今後違った意味での有効利用ということは、今後は県側、魚沼基幹病院側とよく連携していかなければ駄目だと思っていまして、そういった観点からもこのプロジェクトチームには魚沼基幹病院の事務長、事務部次長、それからこの前は魚沼基幹病院の院長先生にも入ってもらいまして、これからも連携しながらその辺については検討していきたいと思っています。

以上です。

○副　議　長　　13 番・佐藤剛君。

○佐藤　剛君　　１　新しい健診施設に求められる機能と役割について

はい、分かりました。では、（３）のほうに移らせてもらいたいと思います。配付しました資料に人間ドックの受診資料を載せましたけれども、人間ドックは現在魚沼市から受診が大変多くありまして、健診施設が六日町に移れば、魚沼市からの受診はどうなのか、相当少なくなるのかという思いがあります。労働衛生医学協会や小千谷、もしくは長岡のほうに行っ

てしまうのかという思いがあります。

現在の人間ドックがドル箱的事業であり続けられるかという心配もちょっと私は個人的には思っているわけで、例えば人間ドックで、機能評価の認定を受けろとまでは私は言いませんけれども、例えば海外向けの取組を含めた健康やまとぴあの再現を、というようなことで提言する方もいるわけです。そういう特徴を持った人間ドックでなければ、思ったほど受診は増えないのではないかというふうな――私はちょっと心配性ですので、そういう思いもあるのですけれども、この機会にその辺の考えていることがありましたら、ちょっと教えていただきたい。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　１　新しい健診施設に求められる機能と役割について

魚沼市のほうが減るからということではなくて、こちらのほうが増えるかもしれませんし、隣も別のほうの隣もありますし。あとは自分はやはりすばらしいものを造りたいですね、という思いがあるのです。これは市民の皆さんもそうであろうと思います。今のがスタンダードではないと思っているので、その中でどうなるか分かりませんが、これについては少しまた病院のほうにちょっと話をしてもらいますので、よろしくお願いします。

○副　議　長　　病院事業管理者。

○病院事業管理者　　１　新しい健診施設に求められる機能と役割について

８月 31 日に社会厚生委員会にもお出しして説明した考え方を精一杯、今の段階で考え得ることを皆と話し合って示したわけでありますけれども、ご案内のように医療を取り巻く環境というのは、日進月歩でございまして、そういった意味で、健診の持つ意味とか種類、これは恐らくこれからも変わり続けると思っております。

したがって、そういうふうな観点から初めにつくって、こういうメニューにしてしまえば終わりというのではなくて、今、議員がご指摘のように、求められるニーズに対応して、次から次へと出てくる課題について、住民ニーズに対して的確に対応できるような人づくりというものをしていかなければいけないと思っております。したがって、それはもう例えばこれからはあれですけれども、健診の専門医とかそういったことの獲得にも向けて頑張りたいと思っております。

以上です。

○副　議　長　　13 番・佐藤剛君。

○佐藤　剛君　　１　新しい健診施設に求められる機能と役割について

多分、第１問目の最後になるかもしれませんけれども、この施設は私が想像した以上に大きな財源を必要とする内容でありまして、その辺を含めて、これから議会も、担当委員会もきちんと調査し、議会全体でもまた議論が広まっていかなければならないと思いますが、問題は住民にとっても、特に大和地区の住民にとっては、健康、病気の早期発見の拠点がなくなるといいますか、それは安心感であったその施設がなくなる。さらに今でも実は市民病院に行くのが大変なのに、果たして住民健診に行くのか、行かれるのかという心配、不安が私

は大きいのではないかというふうな思いを持っているわけです。

十分な住民説明と不安解消の対応策を示しながらこれから進めていくというお考えはあるかということだけ、確認をさせていただきたいと思います。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　１　新しい健診施設に求められる機能と役割について

今ほど議員がお話をされたとおり、やはりそういうところを踏んでいかなければならないと思います。理解を得られないと思います。ただ、そろそろ旧３町が合併して 18 年。大和の方々の気持ちは十分分かるつもりでありますし、私もしょっちゅう言われます。が、塩沢や六日町の皆さんの思いというのもあるのです。そういうところも考えた中で我々は、高所大所からこの次の時代はどうあるべきかということを考えていく。その中で不足があれば、そこには個別に処方していく。そして、その中で理解を得ていくということが大切ではなかろうかと思います。

○副　議　長　　13 番・佐藤剛君。

○佐藤　剛君　　２　地域の包括的ケアの実現に向けた取組状況について

２問用意しましたので、次、２問目に移らせていただきたいと思います。地域の包括的ケアの実現に向けた取組の状況についてというちょっと言いづらいタイトルにさせてもらいましたけれども。地域包括ケアシステムに関連しては、年に１回くらい私は質問していますけれども、国がシステム構築をめどとする団塊の世代が後期高齢者になる 2025 年も間近に迫ってきました。そして、市では地域包括ケア病床も４月から稼働を始めたこともありまして、今まで地域包括ケアのための質問で、取組をただしてきた事業の進捗状況も含めて、改めてまたちょっと取組の状況と今後を伺いたいと思います。

まず１点目ですけれども、市民病院では在宅復帰を一つの目的とする地域包括ケア病床が始まりました。また、回復期リハビリテーション病棟も動き出す予定です。何といってもその受皿としての在宅医療、在宅介護の対応が必要ですけれども、どう進めているか。また、今後の充実の考えはどうかというのが１点目。

２点目。うおぬま・米ねっとの普及と活用の状況であります。うおぬま・米ねっとは改めて私が言うまでもありませんけれども、配付の資料のように、魚沼医療圏域の３市２町の地域全体の医療機関が診療情報、そしてまた検査データ、薬の処方内容などを共有して、１つの病院のように連携して医療を提供する仕組みです。さらに平成 31 年４月からは介護施設等がネットワークに加わりまして、まさに地域包括ケアの一つの基盤とも言える重要な取組というふうな認識をしています。その現状の普及と活用の状況をお伺いいたします。

３点目でありますけれども、遠隔診療の取組の検討は進んでいるかということでありますけれども、超高齢社会が進み、在宅医療、在宅介護の需要が増えまして、医師不足、看護・介護人材も不足する中にあっては、遠隔診療が必要でありますし、新型コロナ感染拡大で医療逼迫の中で、ますますその必要性が認識されています。遠隔診療については、２年前の 2020 年９月の一般質問でも取り上げていますけれども、今後研究が必要だという答弁でありまし

た。その後の状況をお伺いいたします。

４番目であります。市民が支える健康のまちづくりの基盤づくりをということで上げました。地域医療の基本は自助、互助、共助、公助、その中でも自分たちの健康は自分たちで守る、つくるという自助の部分は重要ですし、また、地域密着型の施設や事業が限られるために、互助も当然重要だと思います。地域で支える自助・互助のための施策、体制、仕組みをどう考えているかお伺いをしたいと思います。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　２　地域の包括的ケアの実現に向けた取組状況について

それでは、佐藤議員の大項目２つ目のご質問です。地域の包括ケア、この実現に向けた取組状況ですが、項目がちょっと多いので、なるべくコンパクトにやっていきたいと思っています。

まず、１点目の在宅復帰を目的とする地域包括ケア病床が始まって、回復期リハビリテーションの病棟も動き出す予定と。この中で在宅医療・在宅介護の対応をどう進めていくかということですが、今後の当市の医療・介護の需要がどういうふうになっていくかということを踏まえた場合、在宅医療、そして在宅介護は、行政、医療機関、介護保険事業所などが業種の垣根を越えて連携していくことが大切であります。

市民病院では今年の４月から理学療法士を大幅に増員しています。そして、第３病棟を地域包括ケア病棟へ転換しました。急性期から回復期を経て、お家に帰れる、そういうふうに在宅へ復帰できるように支援する、専従のリハビリ担当職員を配置するとともに、６月からは作業療法士も増員したところであります。加えまして、病院事業管理者自らが地域医療連携室長を併任していただくということになりまして、７月からはここに社会福祉士も増員をしました。地域の居宅介護支援事業所などと連携をしながら、在宅や介護施設へ復帰ができるように支援をしているところであります。

在宅医療の令和３年度の実績を少し申し上げますと、市立病院群の全体では月平均で延べ123 人の訪問診療があります。そして、月平均 668 人の訪問看護、訪問リハビリを実施しています。高齢化が今進展をしているという中で、近隣の医療機関、また介護保険事業所の動向によっては、さらに需要が高まるという可能性もある。今後どのように人員を配置して、体制を整備すべきか、今検討しているというところであります。

入退院支援が必要な人に対して、ケアマネジャーや地域包括支援センターが各病院の入退院支援担当部署と連携して、在宅診療、また在宅介護などの調整を図っているところであります。

在宅療養者の皆さんの生活においては、こういう連携した対応に求められる４つの場面があると思います。まずは日常生活の支援、入退院の支援、３つ目に急変、急に様態が変わったときの対応、それから４つ目がみとり、これを意識した取組が必要となっています。現在、十日町市、魚沼市、湯沢町、津南町、こちらと連携して、在宅医療推進センター職員を各市、町の職員を中心に、医療機関やケアマネジャーを加えたワーキンググループを作っていまし

て、ここで魚沼圏域共通の入退院支援ガイドの作成を現在進めているということであります。非常に前向きにやっていただいています。この広域的なガイドの完成後には、南魚沼市版の入退院支援連携ガイドの製作にも取り組む予定でありまして、よりスムーズなこういう連携体制の構築を目指したいと考えています。

在宅医療支援連携の要となるケアマネジャーの皆さんの支援要請については、ここでは細かく繰り返しませんが、令和３年度、昨年度から介護人材確保緊急５か年事業などを含め対応中ですが、深刻な人材不足の状況が今続いているということでありまして、さらなる努力をしてまいりたいと考えています。

２つ目のご質問のうおぬま・米ねっとのことです。普及と活用の状況。お話のとおり、魚沼医療圏域で１つの病院としての形を実現するための有効な手段だと思います。加えて、議員からお話のありましたとおり、地域包括ケアシステムを進めるために、医療・介護の連携としても極めて重要な情報伝達ツールだと思います。今年度から、介護認定の申請の際に、うおぬま・米ねっとの加入を勧め、認定後からはスムーズに活用ができるように取組を始めたという段階であります。

現在のところ、なかなか介護事業所の加入が思うように進んでいないという現実がありますが、うおぬま・米ねっとの事務局が中心となっていただいて、介護事業所の加入を進めていただきたいと考えておりますし、利用者となる市民の加入促進は今後も事務局と協力をしながら進めてまいりたいと考えております。

３つ目の遠隔医療の件です。遠隔医療はまずは公共交通機関が十分でない地域、また、ご自身や家族にとって車で通院できないという患者さんもいらっしゃるかと思いますし、通院に要する時間をかけずに、自宅などで受診できること。また、医師にとっても訪問診療を行う場合に比べて、往診に要する時間は節約できます。心理的、また体の負担も含めて、時間の負担も含めてあるわけですが、こういったことが少なくとも軽減していくメリットがあると思います。

しかしながら、この遠隔診療ですが、対面のフェース・ツー・フェースの診療とはやはり異なっていまして、診療には限界があるものだと思います。例えば触ったり、触診でしょうか、そういうことができないということもあるかもしれません。また、レントゲン撮影、血液などの検査もできない。全てにおいて対面診療と同等の診療ということはできないわけですが、しかし極めてこの我々の地域にとっては、地方にとっては、特にこれから考えていかなければいけない在り方の一つであると思っております。この中でやはり非常に大きいのが、遠隔医療のシステムに合わせて、スマートフォン等のこういう機器を操作する必要が出てくる。こういったところでなかなか利用が進まない要因の一つなのかと思います。

現時点の取組としては、今年の２月から始めていますが、結構多いのですけれども、睡眠時の無呼吸症候群。私もちょっと厳しいかなと思って――そういう遠隔診療を現在開始しています。極めてそういう事例ですが。これについては、言わなくても分かると思いますが、寝ていらっしゃるときに呼吸データを収集できるということです。これもスマートフォンに

専用アプリをインストールする必要があったりして、そういうことがちょっと垣根が高い部分がまだまだ年代的にはあるのかなという思いです。現在、いろいろな情報通信環境も一層進化したり、普及してくると思いますし、加えましてこれを行っていく意味では、特定看護師、そういう存在の必要性も感じているところです。

４つ目の最後のところです。市民が支える健康のまちづくりですが、地域で支える自助・互助が重要なのは、できるだけ日常の環境の中で自分らしい暮らしをマイペースで過ごしていっていただくという、当たり前ですが、そういう生活が実はなかなか難しい時代になったということが背景にあると思っています。南魚沼市では自らの健康を守り続けるために、まずは自分でできることは自分で行うように働きかけています。そして、健康的な生活習慣を学んでいただく、生活することで定期的にその中で健診、これらを受け、早期に変化を発見して適切な医療を受診すること。これが地域医療を守ることにもつながっていくと思っています。

そのための自助・互助の施策として、今、ふれあいサロン、例えば筋力づくり教室、またボランティア活動の支援、日常的に軽度な生活支援を行う訪問型のサービス――これはシルバー人材センターの委託事業でもありますが、こういったもの。認知症サポーターの養成講座を実施するとか、様々なメニューがあります。これら地域づくりに一貫して取り組んでいきたいと思っていますし、こういったことが合わせ技でいかなければならないと思います。

行政区から選出していただいている健康推進委員もいます。脳トレや運動中心の活動を担う筋力づくりサポーター、食生活推進委員の活動。そして、民生児童委員の皆さんの活動、加えまして、郵便局等の見守りの様々な連携協定。この夏、富士薬品さんと――これは置き薬の、日本でも最大規模の会社さんと我々が提携をいたしまして、ここでも見守りや、また聞き取り、そして市の様々な健康のイベントや、何とか教室とか、そういうことの広報、こういったことも役割になっていただくこととなりました。加えまして、７月から始めた移動販売車の買物難民の問題についても、実は奥底というか、そこには医療・福祉のことが私はあって、そういうことだと思います。

加えまして、今ずっと申し上げましたが、私は我々にとって一番の宝物だと思っているのは、この間合併があったりいろいろなことがありましたが、旧村単位で 12 の地域づくり協議会がある。このことが様々なこれからの施策展開、これまでもそうですが、これまで以上に重要な私どものパートナーとして、そして地域単位の進め方として重要になってくるのではなかろうかと思っているところであります。

加えまして、最後にしますが、地域包括ケアシステムは、ここまでできたら完成とか、完成したら終了というものではありませんので、これらの中でまた再度、歩きながら、よりよい地域医療、福祉を目指して頑張っていこうではありませんかということでございます。

以上です。

○副　議　長　　13 番・佐藤剛君。

○佐藤　剛君　　**２　地域の包括的ケアの実現に向けた取組状況について**

丁寧な説明をいただきましたので、再質問も時間の関係もあり、できるだけ少なくしますけれども、２つ、３つちょっとお聞きしたいのですが。まず、配付した資料、地域包括ケア病床、３病棟ですけれども、利用率等を並べましたが、新型コロナの関係もあって、入院制限があってこういうことになっているということですけれども、それがなければ、急性期病院からの受入れとか、在宅支援の復帰支援も順調に進んでいるものだと思います。

ただ、地域包括ケア病床は入院期間 60 日ということになっているのです。それで病床と病棟では違うのかもしれませんけれども、復帰率――在宅復帰。その率も決まっているかもしれませんが、そこら辺、５か月経過した中で今の復帰率、どのくらい復帰したか、復帰率、どちらでも結構ですが、そこら辺の状況を教えていただきたい。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　２　地域の包括的ケアの実現に向けた取組状況について

これについては、担当している病院のほうから答えてもらうことにします。

○副　議　長　　病院事業管理者。

○病院事業管理者　　２　地域の包括的ケアの実現に向けた取組状況について

市民病院の地域包括ケア病棟、これはご案内のように施設要件というのがありまして、その施設要件の一つとして、様々にありますけれども在宅復帰率があるということです。それは在宅復帰の割合が 72.5％を満たすということになっていまして、非常に高いハードルでありますけれども、クリアしております。在宅復帰率については日々変動しておりますので、個々の数字はちょっと申し上げられませんけれども。

以上でございます。

○副　議　長　　13 番・佐藤剛君。

○佐藤　剛君　　２　地域の包括的ケアの実現に向けた取組状況について

特定看護師については、先ほど答弁の中で触れていましたので省略いたしまして、資料にも出しましたけれども、うおぬま・米ねっとの参加率といいますかその関係です。

市長が指摘のとおり、介護事業所の参加数が、私が資料で出しましたように、非常に低くなっています。29 か所ということで、これほど――これが事業所の数ではないと思います。これが介護事業所の数だったら、それはまたそれで大変ですけれども。非常に参加率が低い原因が、ちょっと新潟日報の記事等によりますと、多分、ＮＰＯ法人の魚沼地域医療ネットワーク協議会ですか、そこがやっていると思うのです。新聞によりますと、収入が 1,500 万円くらいあって、その９割が参加事業者の負担だというのです。あと１割が５自治体の 140 万円くらいだということで、私はその参加事業所の負担が大きいのがなかなか入れない、ネックになっているのかと思うのですけれども、そこら辺の考えがありましたらお願いします。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　２　地域の包括的ケアの実現に向けた取組状況について

お話の筋はよく分かっておりますが、担当の部長のほうからちょっと答えてもらうことにします。

○副　議　長　　福祉保健部長。

○福祉保健部長　　**２　地域の包括的ケアの実現に向けた取組状況について**

米ねっとの事業所の参加率が悪いということのお話です。確かに今、議員がご指摘のように、負担金が非常に高くなっております。負担金の割に利用効果が上がらないというようなことがやはりあると思います。その原因としては、加入者が少ないというようなことと、あとは介護の分野に係るシステムとして、ＡＫネットと言われる米ねっとは別で運用しているものもあります。そういうところの両立からなかなか組立てがうまくいっていないのかというように考えます。

今後につきましては、先ほど市長からの答弁もありましたとおり、利用者の加入を進めて、費用対効果が上がるような方向に、ぜひ持っていきたいというように考えております。

以上です。

○副　議　長　　13番・佐藤剛君。

○佐藤　剛君　　**２　地域の包括的ケアの実現に向けた取組状況について**

このネットワークシステムは、今後の地域医療とか、医療・介護の連携には欠かせないシステムですので、ぜひ頑張っていただきたいというふうに思います。

遠隔診療についてですけれども、市長から今の課題とか取組状況をお聞かせいただきました。私が今期待したいのは、この２月にオンライン診療の指針が変わりまして、以前は新型コロナの関係での初診の関係、新型コロナの臨時的措置で動いていた部分があるのですけれども、今度は指針が変わりまして、これが恒常的な形に変わったと。それに合わせて診療報酬も変わったらしいのです。詳しいことは分かりませんけれども。そういうところを見ますと、取組が始まった状況ですけれども、今の医師の状況とか、医療資源の状況あたりからして、ぜひ積極的に取り組まなければならない部分だと思うのですけれども、考え方をもう一回お願いいたします。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　**２　地域の包括的ケアの実現に向けた取組状況について**

もう２年以上前からのいろいろな会議の中でも、遠隔診療の問題はもう取り組み始めています。どこまでできるかという現状と、また理想というか、そういうものはちょっと違っているかもしれません。この点につきましても、時間がないかもしれませんが、病院のほうから答えてもらうことにします。

○副　議　長　　病院事業管理者。

○病院事業管理者　　**２　地域の包括的ケアの実現に向けた取組状況について**

新型コロナを契機に、逆にこういった遠隔診療が進むというのは、よいことだと思っているのですけれども、実際病院のほうでも、ドクター・ツー・ドクターは、もう何千件もやっております。特にレントゲン、ＭＲＩ、ＣＴなどです。遠隔画像診断ということをやっておりまして、次はドクター・ツー・ペイシェント、医者と患者との間。ところが、これが高齢者はなかなか行かないというので、先ほど話がありましたように、ドクター・ツー・ペイシェン

トにウイズナースということで、看護師などが脇にいて、操作を教えてやりながらやらないと、なかなか難しいということであります。

今、議員が言っているのは、それ以外の若年者も含めた遠隔診療のことだと思っていますが、それもやりますけれども、我がほうの射程距離にあるのは、やはり病院に来れない高齢者のほうでありますので、そこに射程距離を当てて、さらにまた研究と言っては失礼ですけれども、検討してまいりたいと思っています。

以上です。

○副　議　長　　13番・佐藤剛君。

○佐藤　剛君　　**２　地域の包括的ケアの実現に向けた取組状況について**

多分、最後になると思いますけれども、市民が支える健康のまちづくりの基盤づくりということで１点だけお願いをしたいというふうに思います。

この問題は大変重要な問題でありまして、かといってホームページや市報に出して、自助・互助が重要だよと言っても、なかなか市民は実践できないわけです。その点、魚沼市に地域医療の魚沼学校というのが2011年にあります。小出病院の布施先生ですが、校長先生をやっているものですけれども、ホームページによりますと、学校カリキュラムを住民が学ぶ、専門職が学ぶ、学生研修医が学ぶという３本の柱で進めているようです。

こういう啓発活動。そして2019年までに３万1,886人の参加があったというのです。こういう啓発活動があって、自助・互助につながって、そして配付の資料にありますように、うおぬま・米ねっとの登録数。ちょっと言葉に出しませんが、登録数も多いですよね。そういうのにつながるのでしょうし、市で進めている健康ボランティア制度などにも私はつながっていくのだと思うのです。

したがいまして、これは十日町市にも広がったそうですけれども、南魚沼市もこれをまねしろということでは全然ないのですが、今回、南魚沼市――医師の経験ももちろん、そういう取りまとめとか、進め方とかそういう経験が豊富な外山先生が病院事業管理者に就任されましたので、医師会とともにそういう啓発活動を始める、今、絶好の時期だというふうに私は思います。そこら辺のこういう意味での、市民が支える健康のまちづくりの基盤づくりといいますか、そういう実践の啓発活動の考え方をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　**２　地域の包括的ケアの実現に向けた取組状況について**

そのとおりでいいのではないでしょうか。我々のほうも全くやっていないわけではなくて、これまでも病院はいろいろな講演会をずっと続けてやってきたり、そういう流れをくんで、またさらに隣の市のいいことをもちろんまねをしながら、より深くやっていけるのではないでしょうか。思いがあったら、病院の皆さんから答えてもらいます。いいことだと思います。

○副　議　長　　病院事業管理者。

○病院事業管理者　　**２　地域の包括的ケアの実現に向けた取組状況について**

あまり知られていないですけれども、市民病院の中には医師会から委託を受けて、在宅医

療推進センターの事務局が設置されていまして、先ほどの答弁にもありましたけれども、様々な魚沼圏域全体の中で約束事をつくったり、マニュアルをつくったり、患者の立場に立って、そういうふうな形からのアプローチをしています。魚沼学校につきましては、有名で後輩のことをよく知っていますので、いいところは参考にしていきたいと思っています。

以上です。

○副　議　長　　13番・佐藤剛君。

○佐藤　剛君　　**２　地域の包括的ケアの実現に向けた取組状況について**

かつては、地域医療と言えば大和といいますか、南魚沼市というふうなことを言われた時代があるのですけれども、今はどうもこの地域の話を聞いていますと、地域医療と言うと魚沼市という話が、声が出てくるのです。私はそれは非常に残念でありまして、今、病院事業管理者がおっしゃいましたように、そういう面での取組も進めているということでありますので、地域とともにこの地域の医療をつくり上げるという取組をさらに強化していっていただきたいということを、ちょっとつけ加えさせてもらって終わりにしたいと思います。

終わります。

○副　議　長　　以上で、佐藤剛君の一般質問を終わります。

○副　議　長　　ここで休憩といたします。再開を14時25分といたします。

〔午後２時11分〕

○副　議　長　　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後２時25分〕

○副　議　長　　一般質問を続行いたします。

○副　議　長　　質問順位４番、議席番号１番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　　皆さんこんにちは。傍聴の方、皆さん今日はたくさん来ていただいて、本当にありがとうございます。何かあれば、議会事務局なり、私なりに傍聴した感想をお聞かせください。どうかよろしくお願いします。

それでは、今日はまず林市長は本当にすばらしいという話から始めます。８月、３年振りに市政懇談会、ざっくばらんが開催されて、市長と話したい市民が自由に来る懇談会ですけれども、城内地区のほうに行かせていただきました。本当にすばらしい会だったと思って。林市長の市民の声を聞く姿勢というか、居酒屋か飲み屋みたいなところにいるざっくばらんな感じの、市民の声をどんどん拾っていく、その市長の姿勢が本当にすばらしいと思って、まさしく政治というのは、そういう役割なのではないか。

市民一人一人と向き合う、特に経済的に困っている人とか、100人中99人がこう思うけれども、１人だけちょっと違う意見がある人、その少数派に寄り添うこととか、そういったところからイノベーションが起き、福祉が成り立ち、市が活性化していく。99人がそう思っているからおまえも賛成しろでは、少数派が排除され、多数派だけが残っていくような社会ではなく、林市長のように、足を運んで、各地区に運んで、一人一人の市民に声を聞いていくという姿勢で私もやっていきたいと思います。

１　コロナで市民生活がひっ迫する中、市長が身を切る改革を断行すべきでは

それでは、第１項目の質問。新型コロナで経済的に困っている人がどんどん増えております。そういった中、まずは行政側が、私たちはこれだけ自分たちの経費を削減しているのだよと。それでも水道料金であり、ごみ袋代金であり、高い生活費を課している南魚沼市にとって、その議論はとても重要なものであると考えます。私たち行政はこれだけ頑張って経費を削減している。だから皆さん、一般市民の方たちも高い水道料金、高いごみ袋代金、払ってくださいねという姿勢が必要だと思います。

その中で質問１つ目です。新型コロナで生活が逼迫する中、市長がまず身を切る改革を断行すべきではないかと。市長交際費というものがあります。市にとって大事な懇親会とかそういった会に出る際に皆さんの税金から使わせてもらって、他の自治体の交友関係とか、大事な人たちの交友関係を結んで市の発展につなげていこうという、そういう交際費、市長交際費があるのですけれども、南魚沼市の場合、その市長交際費が他の自治体よりも比べてちょっと高めになっているのではないかと思いまして、それについて市長の見解を問いたいと思います。

まず、予算が 250 万円つけられています。年間 250 万円。ほかの自治体は、魚沼市 200 万円、十日町市 150 万円、糸魚川市 180 万円、柏崎市 150 万円、新発田市 180 万円で、この中の自治体ではぶっちぎりでトップ。さらに予算だけでなくて、平成 28 年度から実際に使った額、６年間で、南魚沼市は約 970 万円となります。人口が多い柏崎市 637 万円、新発田市 721 万円。人口が多いです。隣の魚沼市とかを見ても、魚沼市が 547 万円、小千谷市 646 万円、十日町市 701 万円、十日町市と同じくらいの人口です。そういったところよりも市長交際費が高くなっているのは、私の知らない事情があるのかと思いますけれども、まず私が市長だったら、そこからまず、ちょっと他の自治体並みに削ろうかとか、考えるのかとか思いますけれども、それについての市長の見解を求めます。

２つ目。市長の年収が年間ボーナスを含めると 1,200 万円くらいあるのですけれども、４年間の任期を全うするたびに、退職金が 1,739 万円、その任期ごとに支給されます。だから林市長の場合は、既に１回任期を終えていますので、1,739 万円が任期終了後に支給され、今２回目の任期になっていますので、２回目の任期が終わればまたさらに 1,739 万円が支給されるという計算になります。市長の年収が 1,200 万円ある中で、こういった退職金、自治体の中にはこういう退職金を減らす自治体のトップもいますけれども、林市長としては、退職金の額はどういった、適当だと思っているのかどうか、その市長の見解をお尋ねします。

以上、第１項目、２つの質問、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○副　議　長　　黒岩揺光君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市　　長　　それでは、黒岩議員のご質問に答えてまいります。

１　コロナで市民生活がひっ迫する中、市長が身を切る改革を断行すべきでは

まずは１点目です。新型コロナで市民生活が逼迫する中、市長が身を切る改革を断行すべきではないかということです。その前に、先ほどすみません、褒めていただいたと受け止めてよろしいかどうか。褒めたね。ありがとうございます。ときにはそういうこともありがとうございます。

私は聞く耳の立場ということもお話がありましたが、一つには、約６年前、５年数か月前に、市長選を目指そうとしたときに、心で決めたのは、自分でやはり１軒１軒お尋ねしていきました。個別訪問ではなくて、自分の後援会の、増やそうと思って、活動として、１軒１軒回っていったわけです。６か月かかりました。この中で、全てのお宅に行ったところはほとんど行ったと思いますが、全てに私の名刺を置いてくる中に携帯電話番号を明記しておきました。この携帯番号は今もって約６年たちますが、変えておりません。私はその携帯しか持っておりません。ここに朝６時前からも電話がかかってきます。毎日のようにです。もしもこのことを、面倒くさいなと思ったときに私は市長を辞めようと思っているのです。そういう気持ちでやっています。それも含めていろいろな声をお聞きするのが仕事だと思っていまして、かかる今回のご質問の内容に非常にかぶりますので、冒頭に話をさせてもらいました。

この市長交際費というのは、いわずもがなですが、決まりがありまして、地方公共団体の長、または執行機関が行政執行上、あるいは団体の利益のために外部とその交渉をするために要する経費とされていまして、行政の円滑な執行を図るため、または社会通念上、妥当とされる範囲、また額として必要最低限とすべきとされています。交際費の支出基準として、南魚沼市市長交際費支出基準、こういうものが定められています。この基準に基づいて執行しているということがまず前提としてあります。

ここからが自分の思いでありますが、私は平成 28 年 11 月に市長に就任しました。当初から心がけてきたことは、基本的には、ご案内いただいた――これは市内だけでも物すごい数があります。特に２代目の市長となって、市長としての人間性とか、どういうものなのだろうかという期待とか、あといろいろ会って――ありがたいことですよ、会ってみたいとか、話を交わしてみたい、それからいろいろな要望、これまでできなかったけれども、こういうことを話をしてみたい。いろいろな思惑は当然あると思います。団体もあります。ほとんど団体ですけれども、こういう方々のところからのご案内については――また行事、土日はほぼ行事に忙殺されます。私はコロナ禍になって土日というのが休みが出ましたが、それまでの約３年間は、休んだことは年間ほとんどありません。そういうスケジュール感です。ここから土日の間、６か所くらいにイベントがあることがざらだったのです。家に帰る時間もありません。寝に帰っているだけという感覚でした、はっきり言って。こういう中で務めてまいりました。ご案内いただいたところには積極、果敢に出席・参加をしようと思ってやってまいりました。コロナ禍で少しそれが減りましたけれども。なるべくは、代理ではなくて、自分自ら行くという気持ちでやってきたところです。

ほかの自治体の方々との比較を議員はここで先ほどずっと述べられましたが、私はそういう比べ方が、全然話の向きとして合わないぞというふうに思うのです、率直に。というのは、

それぞれのほかの自治体の首長さん方も人口比でもないはずでありますし、もちろん大きい町には大きい数なりのいろいろな団体もあるでしょうから、大変かと思います。当然必要な行事、相手への交際費の支出があると思います。

しかし、私としては、いっぱいいろいろな機会にいろいろな市長さん方と話をする機会に恵まれますので、おまえ、そんなところまで出るのか、とかあるのです。例えば、敬老会一つでもうちは232の行政区があるのです。もちろん集合体としてやっているところもあります。その数たるや、議員、ちょっと想像してください。これをいとわずに自分が自ら出席するというのは、どれだけの覚悟がいるかというのもあるのです。こういう席なので言わせてもらう。今まであまりこういうことを言ったことはないけれども、正直言って本当に過酷なくらいです。だけれども、それが嫌だったら私は辞めようと思っている人間だから、やってきたのです。

こういうところに――全て飲食が伴うわけではありません。ありませんが、そういうことがあります。こういうことに自分が進んで出ようと思って参加してまいりました。その積み上げの数字です。山積をする課題を解決するために、市長として、内外を含めて様々な方とお会いして、交渉を行ってきました。外もいっぱいあります。最たるものは１つだけ挙げるとすれば、今日、非常に話題になっている医療体制の維持と整備の一つを見ても、目に見えないことの中で、いろいろなことが行われていて、現在があります。市長とはそういう仕事であります。

この中で、各方面の、例えば中央の官庁街を回るとき、できればいろいろな方々と、別に悪い意味でねんごろになるということではなくて、顔と顔が分かる関係をつくっていこうとか、そういうことも含めてお付き合いをいっぱいするのです。そういうことがあって、今のまだまだだと思われているかもしれませんが、様々な公共のいろいろなものも進んできたり、まだまだだというところには、もっと力を入れていこうとか、そういうことが生まれてくるということです。

最たるものは、私の中では医療体制の維持と整備の中では、非常に大きな時間を使ってまいりました。各方面の多数の方々、団体とも面会して、折衝するということになります。交際費の支出額が高額にならざるを得なかったこともそういうことであったかと思います。社会通念上妥当とされる必要最低限の支出をすること、これを旨としてやっていかなければならない。常に念頭に置いて執行に当たっているところであります。他の自治体並みに、そこを切り詰めてやれというのは、私は頭を縦に振ることができません。

加えまして、私は約６年前に市長自らトップセールスをすると言ったのです。その具体化がこういう交際費にも表れていると思ってもらいたい。もし、その成果としてそれが表れなかった場合、無駄遣いだったと言われるかもしれません、もしかしすればです。しかし、そこが分かって前に進んでいる人がいるでしょうか。私は少なくてもその費用対効果以上の仕事を成し遂げるために市長として自らも鼓舞してやっているつもりでありますので、そういう意味のご理解を市民は、交際費は公開されています。しかし、２期目のチャンスを与えて

くれました。ここに私は市民の皆さんからの期待に応えなければいけない、自らを奮い立たせる原動力としているところであります。以上です……（何事か叫ぶ者あり）２番目。帰れたらよかったのですが、２番目の話に入ります。失礼しました。

２番目の年収 1,200 万円。４年間、任期を全うすると退職金が 1,739 万円支給される。この額は適当か。私は適当かどうかを私が答える必要はないと思います。特別職の給与等の金額については、南魚沼市特別職の職員の給与に関する条例、これが定められた金額となっています。その改定に当たっては、国の特別職の職員の給与に関する法律の改定の根拠となっています、人事院勧告に準じて――これは議員の皆さんの歳費などもそうでありますし、職員もそうですけれども、南魚沼市特別職報酬等審議会というのがあります。皆さんにその都度お諮りをして決定をしている。これに私が、安いと思ったことは全くありませんが、果たしてこの額でよろしいでしょうかということを諮問していくということです。そういう回答を見てやらせていただいています。

退職金のほうについては、新潟県の市町村総合事務組合の退職手当支給条例第 11 条に規定された金額と承知しています。私としては、それが適当かどうか――もしもこれにふさわしくない行いがあったり、ふさわしくないそういう市長としての行動、そして結果等であれば、４年ごとにその都度就職試験をされているようなものでありますから、そういう緊張感の中でやっておりますし、今日いろいろな話で、一番最初の一般質問でしょうか、梅沢議員さんとやった職員のいろいろな働き方、例えば給与の問題とか、人件費の問題がありました。私については一切そういうことがなく、365 日、24 時間、ずっと市長。そういう中で生きているということの対価として、それが高いのか安いのか分かりませんが、私に言う資格はありません。

以上です。

○副　議　長　　１番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　　**１　コロナで市民生活がひっ迫する中、市長が身を切る改革を断行すべきでは**

市長交際費の件に関して、市長が本当に自分からいろいろなイベントに、いろいろな行事とか、市民の声を聞くために通われているというのは、こちらも十分承知しているので、そこに関しては最大限敬意を表しているという前提でお尋ねします。

市長はおっしゃったように、いろいろな案内文を受け取ったイベントとか行事とかというのは、決して全てに飲食が伴うわけではないというふうに市長はおっしゃいましたけれども、難しいのかもしれないけれども、こちら側からできるだけ、ちょっと難しいですけれども、できるだけ交際費を節約したいので、あまり飲食を伴わない形での行事にしてもらえないかみたいな、ちょっと難しいかもしれないけれども、そういったできる余地とかというのはないのでしょうか。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　**１　コロナで市民生活がひっ迫する中、市長が身を切る改革を断行すべき**

では

私が主催しているなら、いろいろできますが、相手であります。なるべくそういう向きの気持ちでは、こういうことはたまには、なるべく会費を、例えば小さい額で効果を発揮するような会というのも考えられないかとか、親しくなってくるとそういうことがしゃべったりすることができるのです。

最初から、なったばかりの１年、２年目の――ごめんなさい。言葉が悪いですが、新米の市長がこうすべしとか、そういうことを言う人がいるかもしれませんが、私としては、まずは１巡してみて、いや、大変なものだな、と思いながら、しかしもう少し、例えば宴席の会があれば――本当のことを言いますと、いっぱい品数がなくてもいろいろな懇親というのはできるのではなかろうかとか、そういう思いはある。そういうことはいろいろな人と話もしたりしていますし、何となくそういう感じになってきたと。だから、新型コロナもきっかけで、またいろいろな動きになるのではないでしょうか、という思いはしています。なるべくそうしてもらいたいと思います。

○副　議　長　　１番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　　**１　コロナで市民生活がひっ迫する中、市長が身を切る改革を断行すべきでは**

確かに市長交際費が自治体によって違うだろうし、市民と会えば会うだけかかっていくというのは、何となく分かるのですけれども、市長がおっしゃったように、トップセールスマンとしてそういった交際費を使って、いろいろな人たちと関係をつくって、それが市の活性化につながっているという成果が表れなかったら、それは無駄遣いという批判はしようがないかもしれないというふうにおっしゃいました。市長もう既に６年たちます、市長になられて。最初の頃からそうやってほかの人よりちょっと多めな交際費を使われて、この６年がたったわけですけれども、６年たったから、まだちょっとまだ成果としてはどうですか。今、現時点での成果は出ているというふうに感じていらっしゃいますか。どうですか。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　**１　コロナで市民生活がひっ迫する中、市長が身を切る改革を断行すべきでは**

今回の質問から、また、話が大きくなっているのかと思いますが、成果が出ているかどうかを、自分がまた自己評価をしろという場面であれば、また違う角度から今日のテーマで、ちょっと頭の中の整理もしてきていません。まだできていないだろうと思っているので、今、続けています。私が本当に思っている成果がもっと全部出たらもう辞めます。ただ、まだまだそこに至っておりません。

しかし、交際費等のことを聞いているので言うと、様々にやってきたことが今効果となって表れているのが、例えば医療のこともそうです。そして例えば松井基金の問題も、いきなりなると思いますか、例えばです。例えばそういうこととか。雪のことも、いろいろなことを言われながらやってきた。そしていろいろな、はっきり言って時間も費やしたり、人と会

ったり、いっぱい無駄足だったこともありました。そういうことを含めて、やっとこういうところまで来ているのです。やっとです。今思う、自分の思う何分の１しか動いていないような気がしていますが、そういうことです。これがもう少し大きな大輪になるように、まだまだ芽が出たばかりかと思うことばかりですので、その辺をやっていければと思います。一長一短にものは動いていないということの中で必要なものは使わせてもらっている。

加えてちょっと言わせていただくと、先ほど言った適正と思われる額とか、そういうことを常に考えているのです。なので、自分のポケットから出すことも――これ以上言いませんが。そういう気持ちでなければ市長は務まりませんので。私の思う市長像はですね。やっていることは務まりません。違う人がなったら別のやり方をするかもしれないけれども、自分はそう思って続けています。

以上。

○副　議　長　　１番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　　**１　コロナで市民生活がひっ迫する中、市長が身を切る改革を断行すべきでは**

最後に、交際費に関して最後に１点だけ。市長も市長職というのは、４年に１回審判を受けることがあるから、それに関して、市長交際費は全て公開されていて、４年に１回審判を受けて再選されているわけだから、それも認められているのだろうみたいなこと、そういうことだったのかと思うのですけれども。なかなか選挙に勝ったから、何かその４年間全てが信任を受けたかどうかというのは、また一つの別の議論だと思っていて、どうですかね、私だったら再選されたとしても、４年間全てやったことが認められたというふうに解釈はしないのですけれども、林市長は基本的に選挙で勝ったら、その交際費とかも全部ひっくるめて、市民から信任を受けたというふうな解釈ということでよろしいでしょうか。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　**１　コロナで市民生活がひっ迫する中、市長が身を切る改革を断行すべきでは**

ちょっと私に理解力がなくて分からないのか、観点が違い過ぎて理解できないのか、ちょっと分かりませんが、そういうことではないですよね。選挙だって批判票も出ますよね。悪いけれども、ご質問者と私は闘ったのです。そのときに、私は結構取ったと思ったのです、率直に。私はです、私は……（「いや、取ったと思いますよ」と叫ぶ者あり）今、私がしゃべっているのです。そういうことがあります。こんなのでいつも緊張感を持ってやっているのです、そういうことを。いつも常に見られているのです、足の先から頭の先まで。家族まで含めてさらされているのです。そういう中で市長職というのはある。そこを目指そうとしたあなたも立派だと思いますが、そういうことです。なので、常に批判票もあるかもしれない。

しかし、いくら千万の、相手が異を唱えても、自分が市長職である以上は、私はこの道であるということになったときは、やはり皆説得する努力はしつつ、前に向いて進んでいかなければならないという覚悟、そういう享受は常に持ってやっていますので、そういう中で批

判はあってもしようがないというふうに思っています。

以上。

○副　議　長　　傍聴席の皆さん、再度申し上げます。マスクの着用をお願いいたします。

１番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　　１　コロナで市民生活がひっ迫する中、市長が身を切る改革を断行すべきでは

それでは、２番目の退職金の話に移らせていただきます。市長のおっしゃるとおり、答える必要がないと思うという気持ちも全然分かるのです。確かに別に市長がこの額を決めているわけでも何でもないですし、ほとんどの自治体ではこれに関しては議論にさえなっていないことなので、自治体の中には自分で条例を出して、退職金ちょっと減額とか、ほとんどなくすみたいな自治体のトップもいるみたいですけれども、確かに市長のおっしゃるとおりなのかとは思いつつも、思いつつも南魚沼市という特殊な事情、水道料金、めちゃくちゃ高い、生活に困っている人たくさん出てきている。そういう新型コロナの中で、この後もまた困っている人が増えてくるのではないかと思うときに、私だったら年間1,200万円もらっていて、すごい大変な仕事だと――私は知らないですけれども、物すごい大変な仕事なのだろうとは思うのです。

それでさらに４年間で1,739万円、１年間で400万円以上、副市長とか教育長とかの別の特別職の額と比べても物すごい高い額になるのですけれども、そもそも何でこんなに高い額なのかという、それは林市長に聞いてもしようがないですけれども。その中で、最終確認ですけれども、次もこの４年今終わられたときも、また提示された額をそのまま頂くということでよろしいでしょうか。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　１　コロナで市民生活がひっ迫する中、市長が身を切る改革を断行すべきでは

こういう話は多分、聞いている人は面白いでしょうね。興味ある人はいると思いますよ、はっきり言って。私も市長でなかったら興味あるな、と思います。ただ、こういう実感がないのです。手取りは全然違います。例えばね、当たり前ですけれども。でも多分この数字は間違いないです。どうなのだろう、それは私がだから言う資格はないと思っているのです。

はっきり言って、例えば４年に１回選挙も行われます。後援会活動というのもあります。選挙は法定の金額が決められていますから、上限が。ただいろいろな意味での政治活動というのはあります。こういったものの中で、では一般の人と比べて、それをそっくり生活費に使っているかとか、そんなことを言う必要もないけれども、よく考えてください。そういうこともいっぱいあるのです。私としては、実感は――ごめんなさいね、これだけのものを頂いているのに言って悪いのですが、誠にかけ離れたようなものとか、そういうふうにはちょっと私は思っていない――これは私の意見です。ということがあります。

○副　議　長　　１番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　　１　コロナで市民生活がひっ迫する中、市長が身を切る改革を断行すべきでは

それでは１項目め。意見が違うのは全然それでいいので、意見が違うなら違うというふうに出し合って、別にここで説得し合う必要もないし、林市長がそういう考えだということが分かって、それで分かったので、次の第２項目に移らせていただきます。

２　水道料金の福祉減免制度を広く周知し、存続させるべきでは

第２項目、水道料金の減免の件です。水道料金の減免制度をもっと広く周知して存続してほしいという第２項目ですけれども、ではまず１問目からいきます。

水道料金福祉減免制度ですね、今基本料金が 2,460 円で、65 歳以上の高齢者だけの世帯の場合、申請するとこの減免制度が受けられます。約 1,300 円ほど基本料金が安くなるという設定となっております。これは平成 24 年に始まったのですけれども、その平成 24 年に始まった際、林市長は今年３月７日の議会のときに、平成 24 年に始まるときは 1,620 世帯を想定していたというふうにおっしゃっていましたが、今現在３月末の時点で 595 世帯しかこの減免を受けておりません。この 595 世帯という数ですけれども、減少を毎年続けております。平成 29 年は 710 世帯、平成 29 年、林市長が市長になられた直後です。そこから 120 世帯くらい減っているのですけれども、私はこれがちょっと何で減るのかというふうに思っていて、高齢者世帯はめちゃくちゃ増えているのです。平成 29 年、2,892 世帯から、令和３年、3,631 世帯に高齢者だけの世帯は増えている。生活困窮者も増えている。生活保護を受けている高齢者世帯は 82 世帯から、今直近で 89 世帯になりました。89 世帯に増えている。１割くらい増えているので、ここ４、５年でです。

なので、生活困窮者も増えている、高齢者も増えているのに、なぜか生活困窮な高齢者世帯が受け取れる福祉減免、水道の福祉減免がここ４、５年でずっと減り続けているのが何かおかしいのではないかと思っていて、私市内を回っていても、この減免制度を知らない方、結構おりまして、「黒岩さんが教えてくれたおかげで分かったわ。明日にでも申請に行くわ」とか言う方が結構いらっしゃるのです。なので、申請漏れの世帯がどれくらいあるのかな、あったりするのかとかと思ったりしていて、市のほうも毎年６月の市報でこのことについては広報されているのです。ただ、毎年６月の市報を見逃す方も結構いるんじゃないかな。平成 24 年から始まっているから、今さら申請してもいいのかと思う人もいるのではないかと思っていて、もう少し積極的な広報があってもいいのかと思ったりもするのですが、これについて市長、もし見解がありましたらお願いいたします。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　２　水道料金の福祉減免制度を広く周知し、存続させるべきでは

それでは、黒岩議員の２つ目のご質問です。水道料金の福祉減免制度、広く周知して存続させるべきではと。また申請漏れの世帯があるのではないかということだと思います。

現在、市民の皆さんに向けた福祉減免制度のお知らせについては、今ほど議員もお話ですが、市報それからウェブサイトで行っています。今年度は６月 15 日号に掲載しまして、その

後 36 件の申請があり、令和４年７月における福祉減免の対象世帯は 628 世帯となっています。628 世帯です。また申請は通年で行っていまして、年齢要件が達した月単位で随時対応しているということで、きめ細やかなサービス提供を行っている状況と思っています。

水道料金の福祉減免制度は平成 24 年８月分から――議員先ほどの話です、減免を実施しました。令和４年３月定例会の一般質問でも答弁したとおりですが、創設の目的は――これが創設の目的です。使用量が少ないにもかかわらず、一律に基本料金を支払う、この割高な料金体系の時限的な特別措置という位置づけです。使用量が少ないにもかかわらず。逆に、多い方もいるのです。大体圧倒的に使用量が少ない。高齢者世帯に対してこの負担の軽減を実施しているところ。

先ほどの話がありましたが、一般の基本料金の 10 立方メートルまでが 2,460 円から、これが減免されると、先ほどの話のとおり、1,305 円ですけれども、1,155 円になる。そして簡易水道も当市はまだありました。2,246 円、これを 1,050 円、これの減免額は 1,196 円になります。対象要件ですが、３点。65 歳以上の高齢者世帯であることです。世帯全員が長期入院とか施設に入所していないという条件がありますが、65 歳以上の高齢者世帯、そして市民税が非課税であること――市県民税ですね。それから３つ目が市内に住所があること。あと生活保護世帯は対象外にしているということです。

令和４年３月末現在、対象となる 65 歳以上の高齢者世帯というのが、市内には 3,833 世帯。65 歳以上の高齢者世帯です、3,833 世帯。この中には生活保護世帯が含まれています。福祉減免制度の対象になり得る高齢者世帯というのが約 3,700 世帯あるということです。さらにこのうちで世帯全員が長期入院や施設に入所していない世帯で、市県民税の非課税の世帯というのが減免を受けることが可能になるということです。

しかしながらですが、全ての高齢者世帯について、収入や課税状況とか、また病気入院や老人福祉施設への入所状況といった、そういった把握というか調査は、本人の同意なく行うということがまずはできないということがあります。そのため福祉減免制度は先ほど言っている申請主義にならざるを得ない。というか、しているところです。

したがいまして、申請していない世帯がどのくらいあるかということは、なかなか把握できないという状況でありますが、個々の世帯状況に配慮した中で、制度の周知については十分に行えているものと今認識をしながら進めています。その中で議員が先ほど、知らなかった人がいたら、それは通年で受付をしておりますので、ぜひ、申請に及ぶように助力してあげていただければというふうに思っています。

以上です。

○副　議　長　　１番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　　**２　水道料金の福祉減免制度を広く周知し、存続させるべきでは**

すみません、先ほど数字の聞き漏れがあったのですけれども、市長先ほど、今年３月末現在で市内の高齢者世帯が 3,800 世帯くらいいて、そこから生活保護を抜いた世帯が 3,700 世帯と言った。この 3,700 世帯というのが対象の高齢者世帯になり得るけれども、そのうちの

どれくらいが非課税かが分からないからそもそも把握できないという答えでよろしいですか。その確認だけ、すみません、まず。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　２　水道料金の福祉減免制度を広く周知し、存続させるべきでは

そういうことを申し上げたと思います。間違いないと思います。

○副　議　長　　１番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　　２　水道料金の福祉減免制度を広く周知し、存続させるべきでは

分かりました。この前の非課税世帯に何か10万円支給されるものだとか、そのときに封筒が送付された数が3,500です。なので、市内に非課税世帯が3,500世帯くらいあるはずです。3,500世帯、市内に非課税世帯があって、そのうちの630世帯だけが高齢者のみの世帯というふうには、私どうしても思えないのです。

市長がおっしゃるとおり把握できないから、何とも言えないのですけれども、市長は６年間市長をされてきて、どうですか。肌感覚的に非課税世帯が3,500世帯あります。そのうちの630世帯くらいが、何ていうかな、難しいですけれども、市長の感覚を聞いてもしようがないかもしれないですけれども、一応もし何かあればひとつお願いします。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　２　水道料金の福祉減免制度を広く周知し、存続させるべきでは

ちょっと答えられるかどうか、担当のほうに答えてもらいますが、肌感覚云々ではなくて、別に数字を違うふうに言うつもりはなくて、予定した数がそういう数だったので、細かい数字まで合わないとか、そういう多分レベルではないかと思ったりするのだけれども……。大体この数字をここにちゃんと出しているわけで、間違いないと思うのですけれども。そういうふうに理解してください。違うことでごまかそうなどと思っていませんので。

○副　議　長　　１番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　　２　水道料金の福祉減免制度を広く周知し、存続させるべきでは

今年３月７日の本会議で、平成24年のときにはこの制度が始まる際、1,620世帯を想定していたというふうに市長は答弁されているのですが、ちょっと大分前のことなので、もしかしたら分からないと思いますけれども、1,620世帯はそもそもどういった形で算出されたのか。もし分かれば、分からなかったらそれでいいです。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　２　水道料金の福祉減免制度を広く周知し、存続させるべきでは

平成24年は私は市長ではありませんで、議員だったのですけれども、行政は継続していますので、そういうことで想定されたというふうに、当然担当課のほうに記録もありますので+お答えしたということに尽きるのですが、このときの想定は……そうしたら上下水道部長のほうから答えさせます。

○副　議　長　　上下水道部長。

○上下水道部長　　２　水道料金の福祉減免制度を広く周知し、存続させるべきでは

平成24年当時の想定で1,620世帯ということですけれども、高齢者の65歳以上ですね、夫婦の方と単身の方、合わせて1,620世帯という想定で当時は想定しておりました。

以上です。

○副　議　長　　１番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　　**２　水道料金の福祉減免制度を広く周知し、存続させるべきでは**

ということは、課税状況に関係なく、高齢者世帯全部を対象としたということですか。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　**２　水道料金の福祉減免制度を広く周知し、存続させるべきでは**

違うと思います。担当部長とか間違っていたら訂正してもらいたい。そういうやり取りになってしまっては、本当はよくないのですけれども。

対象者がそうなっている中で、非課税世帯はもっと違う要件もあって、そこから選ばれた数字になるわけでしょう。基礎ベースのそういう高齢者世帯、先ほど言ったそういう世帯はその数あるけれども、それを分からないと議論にならないです。

○副　議　長　　１番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　　**２　水道料金の福祉減免制度を広く周知し、存続させるべきでは**

二人暮らしの夫婦の高齢者世帯と単身の高齢者世帯を足した数、そういうことですね。大変申し訳ありませんでした。

では続いて、市長、すみません、市報とかウェブサイトで告知はされているというふうにおっしゃいましたけれども、65歳以上だけが、65歳以上の非課税世帯だけが受け取れる減免制度なのにもかかわらず、ウェブサイトを見ると、高齢者福祉のところにないのです。高齢者福祉のページにはないのです。水道課のページしかないのです。それについて何か。私だったら、私が市長だったら絶対高齢者福祉のところにおむつとか、除雪とかのところに絶対入れると思うのですけれども、ないのです。それについて何かありますか。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　**２　水道料金の福祉減免制度を広く周知し、存続させるべきでは**

ここでそのページを今見るわけにいきませんが、もしそういうことであると、いろいろなことでより周知を図っていこうということは大前提としてあるので、確認をして、そういうことが――今議員がおっしゃっている筋のほうに私は近い考え方を持っているので、もしそうであれば、そういうことをみんなで検討して対処していきたいと思います。そういうことでございます。

○副　議　長　　１番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　　**２　水道料金の福祉減免制度を広く周知し、存続させるべきでは**

ではこの件については最後の質問にします。これもまた何かちょっとあげ足取りみたいなことを言われるかもしれないかと思うのですけれども、市長は、水道料金1,000円値下げを公約にされて市長になられています。そういった公約をされているということは、１人でも多くの人にこの福祉減免を使ってもらいたいというふうに思うだろうと、私は思うのです。

これを使ってもらったら 1,300 円安くなるわけですから。いまだ公約は未達成のままだけれども、減免制度さえ使ってくれれば 1,300 円安くなるのだから、１人でも多くの人に何とか申請、もし該当したら申請してほしいという思いがあるのではないかと思うのです。

またここからちょっと、本当に申し訳ないのですけれども、例えば行政区長会とか、この前のざっくばらんの会とか、そういうところで、実はこういう福祉減免制度があったのだけれども、なぜか高齢者世帯が増えているのだけれども、減免制度受けている人が減っているので、もし周辺にそういった該当と思われる方がいたら、ぜひ周知してほしい、みたいなことを言ってもよかったのかとは思ってしまうのです。すみません、何か本当にいつもこういう質問しかできなくて申し訳ないのだけれども、もしそれについて何か市長がありましたら、お願いします。

〔「質問していいですか」と叫ぶ者あり〕

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　２　水道料金の福祉減免制度を広く周知し、存続させるべきでは

質問しますね。時間に含まれませんから……（「時間止まりますので」と叫ぶ者あり）時間止まっていますよね。

そういうことを区長会で話したほうがいいのではないかということですか……（「そういうことです」と叫ぶ者あり）今のことも……（「はい」と叫ぶ者あり）ではすみません、通常の答弁にします。

そういう機会があれば、そういう話をしてもいいと思います。ただ、あの限られた時間の中でざっくばらんをやっています。幅広いのです。そして今回のテーマは、各行政区とか地域づくり協議会――ごめんなさい、地域づくり協議会のほうから、こういうテーマで話してほしいということを、初めての試みですけれども、どんどん言ってくださいと。なるべくそれに沿って話をしていきます。

その前に市の全般の話もするので、時間がないわけではありませんが、事細かに、この間の女性の、男女雇用とか、男女の問題とかも言える場面があればきちんと言います。ただ取ってつけたようにこの話だけしてもおかしいので、流れというのもありますから、それは私に任せてください。私の、悪いけどステージでありますので、ざっくばらんはです。そういう中で機会があれば話をするということは十分考えておきたいと思います。

以上。

○副　議　長　　１番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　　２　水道料金の福祉減免制度を広く周知し、存続させるべきでは

それでは最後の質問に移りたいと思います。現在、水道料金の改定が審議されております。10 月に審議会のほうから市長のほうに新しい料金体系が答申される予定となっておりますが、もともとこの水道料金を変えるという原点が不公平感をなくすという思いでやられたということですけれども、私は産業建設委員会で３月に聞いた話では、この福祉減免が新しい料金改定が始まると同時に廃止する意向というふうに私は聞きました。もし間違ったらすみませ

ん。これが間違ったらすみません。

廃止する意向と聞いているのですけれども、そのときはその新しい料金体系なら、1,300 円分くらい下がるのだろうというふうな思いで聞いていたので、そこまで大きな問題ではないのかと思ったのですけれども、今現時点で上下水道審議委員会の議事録を見る限り、今後この料金体系が変わっていくかもしれないので、まだ答申も出ていないので、この時点で質問すること自体がどうなのかと思うのですけれども、今現時点で出ている料金体系が基本料金が 1,600 円くらいで、確かに 800 円くらいは安くなるのですけれども、新しい体系ですと、１立方メートルから、使った分から料金がどんどん上がっていく制度。今は 10 トンまで料金同じ、2,400 円ですけれども、新しい料金体系だと、使った分からどんどん増えていくのです。

例えば人口の２割くらいの人が５トン以下を使っているのですけれども、5 トン使うと 350 円、400 円くらい増えるので、実際は今払っている料金よりも 400 円くらいしか減らないのです。400 円減る。もし今回の福祉減免制度が廃止されるとなった場合、この人たち、今受けている人たちは 1,300 円料金が上がると思います。1,300 円の減免部分が普通の料金に戻されて、では５トン使っている人たちは 1,900 円とか 2,000 円とかになるのですかね。そうすると、今払っている料金よりも 800 円くらい値上げになるのではないかと。もし、８トンとかを使う人たちは 1,000 円くらい値上げになってしまうのではないかと。今の私の計算が間違ったらすみません。今出されている料金案を見る限り、福祉減免を現在受けている人たちにとっては、もしかしたら値上げになる、大幅な値上げになる可能性が出ているようにも見えるのです。

もしかして私の全体が間違っている可能性もあるので、その部分の確認を含めてですね、水道料金 1,000 円値下げを公約にされて、今回不公平感をなくすということで料金体系、改定を合併後初めて着手されて、その結果が一番生活に困っている人たちの料金が、800 円とか 1,000 円とか上がるような事態になるのは、私は何としても避けなければいけないとは思うのですけれども、私の全体が間違っているかもしれないし、そういったものをひっくるめて市長の答弁があればお願いします。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　２　水道料金の福祉減免制度を広く周知し、存続させるべきでは

先ほどこの福祉減免を平成 24 年に創設した目的。目的のところでもう一度繰り返します。使用量が少ないにもかかわらず、一律に基本料金を支払う、割高な料金体系の時限的な特別措置として、高齢者世帯に対してこれを行ったというところがあります。こういう線をまずベースに組み立てていきながら今日にまで至っているということであります。

今、お話のありました上下水道審議委員会、ここにおいて水道料金改定について令和４年３月から審議を行い始めまして、８月 23 日に４回目の審議委員会が開催されました。これは過去にないことです。まだこれが続いています。料金設定で検討すべき項目として、今議員と今日話題になっているこの福祉減免制度についても、委員会の皆さんの意見を伺って取り

まとめを現在行っていただいているところです。

審議している料金体系の見直しと料金改定のポイントとして、まず１点目にこの 10 立方メートルまでの定額の基本料金が設定されているため、単身世帯や高齢者世帯など、この月の使用量が 10 トン、10 立方メートルより少ない使用者が県内一高額な水道料金に加えて、実態に合わない割高な基本料金を負担している。この現状を改めること。これがまず第１番。

２つ目です。水道メーターのサイズに関係なく、一般家庭と営業店舗、それから事業所、公官庁施設が同一の料金になっていること。このことが使用者ごとの水量に応じた料金負担に不公平性が生じている。この現状を改めること。これをあげています。この改善策として、メーターサイズごとに基本料金を定める、口径別の料金体系に変更することが今回の改定の大きなポイントであります。

これまでに審議委員会において改定後の料金の基準となるその水道料金基準額というのを示しています。これによると、一般家庭のメーターは口径 13 ミリメートルでは、月に半分の５立方メートル、水道料金は 2,013 円となりまして、現行の 2,460 円より 447 円の値下げになる。福祉減免制度が適用されている高齢者世帯に限らず、口径 13 ミリメートル、または 20 ミリメートル、こういった水道メーターを設置されている皆さんが金額の大小、高い低いはありますけれども、値下げの対象になります。特に今の基本料金の月 10 立方メートル以下の皆さんは、最大で 832 円の値下げになる。最大でです。福祉減免に比べて、料金負担軽減の範囲が格段に広がる改正料金となっていると思って、今進めているわけです。

この減免制度の継続の可否の判断をするに当たりまして、最新の福祉減免対象世帯の使用量の実態を確認すると、全ての世帯 628 世帯のうち、割高な料金を負担している使用量 10 立方メートル未満の方は 311 世帯、半分の 50％です。平均使用量に比べて使用量の多い世帯、20 立方メートル以上使っている世帯が 62 世帯あります。となっていまして、高齢者のみの世帯としては使用量の多い世帯もあり、また生活様式が変化をして、福祉減免制度の創設当時の想定から外れる使用状況の世帯が現在発生していることも分かってきています。少し変わってきている点もある。

この福祉減免制度を平成 24 年から始めて 10 年が経過をしています。今の市ですね、市政となって初の料金改定を、これを今挑んでいるわけであります。高齢者世帯だけではなくて、使用量の少ない使用者の皆さんに広く負担が軽減されることになる。そうしたいということでやっているわけであります。時限的な特別措置といった、冒頭に戻りますが、平成 24 年創設の最初のその根拠。福祉減免制度はこの機会に一旦終了して、使用者の負担が公平となる料金改定を進めていきたいと考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上。

○副　議　長　　１番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　　**２　水道料金の福祉減免制度を広く周知し、存続させるべきでは**

まず確認ですけれども、私が審議委員会の議事録を見る限り、福祉減免に関しては、まだ

審議委員会には審議されていないのかと思うのですが、もしかしたらまだ議事録が発表されていない審議委員会で議題に上がったのかもしれないので、そこを一つ、そこだけまず確認させてください。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　２　水道料金の福祉減免制度を広く周知し、存続させるべきでは

審議委員会については、私は冒頭の挨拶をして、１回目は違いましたけれども、あとは全て審議委員会に諮問しているという側でありますので、詳細がちょっと分からないところもあります。報告はいろいろ受けていますけれども、これにつきまして上下水道部長のほうからも、ちょっと答弁させますので、よろしくお願いします。

○副　議　長　　上下水道部長。

○上下水道部長　　２　水道料金の福祉減免制度を広く周知し、存続させるべきでは

今の最新のウェブですと、直近の議事録はまだ載っておりません。作業中です。第４回で福祉減免については議論されましたので、今は整備中です。もう２週間、３週間程度でアップになる予定です。

以上です。

○副　議　長　　１番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　　２　水道料金の福祉減免制度を広く周知し、存続させるべきでは

市長がおっしゃった今回の料金改定、今の最新の改定案がそのまま採用された場合、最大で 832 円の値下げになるというふうにおっしゃいましたけれども、水を全く使わない場合ですよね。水を全く使わない場合 832 円の値下げになるということなので、大部分の家庭ではこういった値下げにはならないと思いますが、大部分の家庭では 832 円にならないと思うのです。

そもそも、平成 24 年にあまり水を使わない人たちの時限的救済措置として始まった 1,300 円の値下げが、今回の料金改定も同じではないですか。アイデアとしてはあまり使わない人たちに対して不公平感をなくそうという料金改定で始まっているのに、福祉減免も今回の料金改定も全く、私から見たら同じアイデアでやっているにもかかわらず、今の市長の話を総合的に判断すると、結果的に福祉減免を受けている 65 歳以上の非課税世帯は、もし５トンを使っていれば 800 円くらいの値上げになるし、８トンくらい使っている世帯は 1,100 円くらいの値上げになるというふうになります。

これまで料金改定に関して林市長はずっと大口利用者は負担が増える、大口利用者への説明が絶対に必要だとずっと言っていたにもかかわらず、私からすれば、この人たちにまず最初に説明しようとは思いませんでしたか。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　２　水道料金の福祉減免制度を広く周知し、存続させるべきでは

説明しようと思わなかったかと、これからだと私は認識していますし、加えて、議員やはり私は思うのです。一番何が肝心で、一番何が肝であるかということを見失ってはいけませ

んよ。一番は、この料金改定の問題は――福祉減免を何とかしようとしてやっていること、それは議論しているのであることはちょっと置いておいて、一番はこの使っていない方々がやはり基本料金で、それも特にこちらに単身赴任をされている方とかも含めて、例えばいろいろいますよね。いろいろマンションもあるのですよ。使っていない、ゼロという人も払っている。でも施設・・・とかつくったりして、経費がかかっているから本当は当たり前ではないですか。水を使わないから払わなくていいなどという議論があったら困るのです。そういうことも含めて全部やってきて、そういうことを是正していこうということで、まずはある。

そして福祉減免は、政策ですから、はっきり言って。水道のほうにどうか、どうかと言っても、それは水道のほうからしてみると、ちゃんとかかったものはきちんと払ってもらうと、当たり前な考えです。そこに政治的な市政における政策展開として福祉減免をやるかどうかという議論になるのです。そのときに、それではとても駄目だということになったら、大いに議論すればいいではないですか。そこをもって、水道料金の改定に踏み込めないということはあってはならないのです。分かりますか。

一番大事なところをやらなければならないのです、まずは。この議論もいいのですが、これがあるから改定料金とか説明をしてとか、そういう手順では私はないと思う、少なくとも。そこを間違えないでください、政治家たるもの。

○副　議　長　　１番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　　２　水道料金の福祉減免制度を広く周知し、存続させるべきでは

すみません、熱くなってしまって、また本当、今日はフレンドリーにやろうと思ったのですけれども、最後に熱くなってしまいました。一番最初の政治家とは何かという話に戻るのですが、私は経済的に一番困っている人たちの背中を支えることであったり、100 人中 99 人が賛成する意見でも、１人でも分からない人がいたら、その分からない人にとことん向き合うというのが僕、政治の役割だと思っているので、今回、いつその福祉減免をなくすということが庁内で議論されたのかも分からないですけれども、私そもそも福祉減免が廃止されるなど思っていなかったのです。廃止されるとしても、新しい料金改定でバックアップできるのかとか思っていたのです。

今市長がおっしゃった一番大事な部分を見失うなという部分ですけれども、多分私と市長の中で一番大事な部分がもしかしたらずれているのかというだけの話なのかもしれないけれども、私にとっての一番大事な部分は生活に困っている人に一番最初に寄り添うことであり、今回料金改定で 65 歳以上の非課税世帯といえば今新型コロナで結構大変なのではないかと、私の想像の中で思う。その人たちの料金が 800 円とか 1,000 円とか値上げになる可能性が一つでもあるなら、何とかして、例えば審議委員会のメンバーに１人、代表の方を入れて話を聞いたり、そういった人たちの意見を聞くことが私の中では一番だと思っていて、林市長の中では、使っていない不公平感、水を使っていない世帯の不公平感をなくすこと。その使っていない世帯が経済状況にかかわらず、リゾートマンションとかいろいろな転勤で来ている県庁の職員でもいいですよ、転勤で来ている人たち、あまり水を使っていない人たち、そう

いった人たちが不公平感を感じないことが一番であるということで、最後の確認で、もし何かあればお願いします。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　２　水道料金の福祉減免制度を広く周知し、存続させるべきでは

先ほども言いましたように、これまでの福祉減免に当たる皆さんも、料金が下がる人もいるかもしれませんし、例えばそういうことの中で、必要があれば、本当は上下水道審議委員会に付すべきことではなくて、本来はこちら側で議論するべきことではないかな。もしそうなったら、それは十分やっていきませんか。しかし、これならいいではないかと、これなら大丈夫だということになれば、やはり今言った提案のように、検討していただいている内容で進んでいければ、それが一番いいことだと思います。時限的につくった、あくまで制度であります。ここについて、未来永劫ずっと続くという意味ではなくて、よくなったのでここで廃止をしましょうということになれば、それが一番いいのではないでしょうか。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○副　議　長　　以上で、黒岩揺光君の一般質問を終わります。

○副　議　長　　ここで休憩といたします。再開を 15 時 40 分といたします。

〔午後３時 26 分〕

○副　議　長　　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後３時 38 分〕

○副　議　長　　一般質問を続行いたします。

○副　議　長　　傍聴者の皆様にお伝え申し上げます。携帯電話等、電源をお切り願うか、マナーモードの設定にお願いしたいと思います。

○副　議　長　　質問順位５番、議席番号８番・永井拓三君。

○永井拓三君　　それでは、通告に従いまして、一般質問を始めたいと思います。

１　公共施設の水害・土砂災害対策について

昨日は年に１回の防災訓練でございました。年に１回とはいえ、身の引き締まる思いでありました。今年も多くの災害が日本中で発生しており、改めて私たちは災害大国である国土の上に住んでいるということを実感いたします。

南魚沼市は、平成 23 年７月 26 日から 30 日までの豪雨によって水害に見舞われた過去があります。近年の突発的な豪雨により、六日町駅西側は度々冠水し被害が出ております。先日も六日町駅周辺や塩沢地域の頻繁に浸水が起こる場所、夜間にもかかわらず多くの消防団の方や議員の方がその対応に追われていたのも事実でございます。それに伴って、公共施設の水害及び土砂災害対策について、以下のとおり質問いたします。

１、洪水ハザードマップは作成時と現在の予想降雨量などに差はないか。２、教育施設（保育園を含む）及びそのほか公共施設が洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の場合、どのような対策が取られているか。

壇上からは以上です。

○副　議　長　　永井拓三君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市　　長　　それでは永井議員のご質問に答えます。

１　公共施設の水害・土砂災害対策について

１つ目の公共施設の水害・土砂災害対策であります。

まず１点目は、現在の洪水ハザードマップが作成時と現在の予想降雨量などに差はないかということであります。その前にちょっと、昨日の防災訓練です。大変皆さん心配をいただいてありがとうございます。本来ならば、もっと多くの、拡大をした従来の形に戻した防災訓練をやりたかったわけですが、まだコロナ禍ということで、非常に限った形でやりましたが、それぞれの部署できちんと行われたものと思っております。おおまき小学校を会場にそういう防災イベントが行われましたが、多くの子供たちもいろいろなことで学んでくれました。ありがとうございました。加えまして、いろいろな連携協定先の皆さんも多数参加をしていただいたところであります。

戻ります。近年では、毎年のように発生する突発的な豪雨の影響で小規模河川の溢水や、それに伴う内水氾濫――排水が雨量に追いつかない。建物や土地が水に浸かるという現象ですが、小規模河川の溢水、内水氾濫が発生しております。今年もお話がありましたように、７月 12 日から 13 日にかけての集中豪雨がありました。塩沢地域の足柄沢川におきまして、塩沢商工高校前のＪＲアンダーパスの市道の冠水、このほか伊田川、城ノ入川などの小規模河川の溢水被害などがあったところです。８月６日には樺野沢地内、また８月８日には六日町地域の大和町１丁目地内において、住宅への床下浸水が発生したということであります。

このような頻発する状況の中で、ご質問の１つ目のハザードマップの作成時と現在の予想降雨量に差がないかという質問ですが、現在、平成 30 年度に作成をした、皆さんのところにある冊子版と、市のウェブサイトで閲覧できるウェブ版の更新作業を現在進めています。新潟県から新たに公表された、６つの河川の情報を加えた洪水浸水想定区域、また変更があった土砂災害警戒区域を反映させるために、今行っています。国、また県では洪水により大きな損害が生じる恐れのあるものとして指定をした河川等について、1,000 年に１回程度で発生する確率の大雨を想定最大規模の降雨量として、氾濫した場合の浸水想定区域を公表しているところです。

具体的な降雨量を申し上げると、例えば魚野川であると、48 時間に 627 ミリメートルの降雨量を想定しているわけであります。議員がご指摘された、私どもも記憶が新しい、このことがあって市長になったかと思っている私がいるわけですが、平成 23 年７月の新潟・福島豪雨ですね。これは塩沢においては３日間で 562.5 ミリメートルの降雨量を記録しています。これを見れば、国・県が想定する最大降雨量はあの平成 23 年豪雨よりもはるかに大きいものと今、されています。現在、この浸水想定区域を基にハザードマップを作成、更新しておりますので、国・県が想定している最大規模の降雨量がハザードマップに反映されるということになります。もしこの想定降雨量が今後見直された場合、また新たな浸水想定区域が公表

されたというようなことがあれば、それは随時ハザードマップも更新していきたいと考えております。これはちゃんとやっていかなければなりません、と思っております。

２つ目のご質問です。教育施設――保育園も含めますが、そのほかの公共施設、これが今ほどの想定区域や土砂災害警戒区域の場合、どのような対策が取られているかということですが、南魚沼市立の小中学校、総合支援学校は21校あります。21校のうち、浸水想定区域、そして土砂災害警戒区域に立地しているという学校は、８校あります。また公設民営や私立を含めた保育園が26施設ありますが、このうち同様の施設が10施設ある。

ハード的な災害防止対策については、なかなか進みにくいというのが現状でありますので、この防災対策の中心は避難計画とか、やはりソフト対策になるものと考えています。

ソフト対策は、避難確保計画の作成、そしてそれに基づく訓練、及び施設独自の避難計画というのが必要になろうかと思います。これらの計画につきましては、それぞれの施設・事業所が所在し、また市が作成するこの地域防災計画、これに記載された施設・事業所が作成をすべき計画で、作成した計画は市へ提出するということになっています。

一例を申し上げると、南魚沼市立の牧之保育園――中という行政区です。あそこにある牧之保育園ですが、この避難確保計画は、魚野川の想定される最大規模50センチメートル未満の浸水想定区域にあります。魚野川中之島水位観測所の地点がありますが、ここで水防団待機というレベル１という段階になった場合に、今後も水位の上昇が予想される場合には、保護者に迎えを依頼して、レベル３の避難判断水位という段階で避難場所である２階に移動するといったような計画。それぞれに計画をつくっていくということです。現在、避難確保計画の作成を進めることになっております。それぞれ県の主催している、当市も参画して開催している様々なこういう講習会等も経た上で、今この作成を進めているということであります。

各要配慮者利用施設が作成をした避難計画は、10月末までに市に提出をしていただくということになっておりまして、現在この計画に基づいて避難訓練が実施されたり、また市へ報告することも義務づけられておりますので、これらも含めまして今後も災害時の避難確保体制の確立に努めていきたい。ちょっと今、過渡期的なところもありますので、よろしくお願いします。

以上です。

○副　議　長　　８番・永井拓三君。

○永井拓三君　　**１　公共施設の水害・土砂災害対策について**

分かりました。質問に対する答弁として、１番に関しては、常にアップデートしているということなので、それに関しては追加で質問することはないので、引き続きアップデートしていきながら、最新のものを市民に届けていただければというふうに思います。

２番に関しては、学校教育施設及び保育園の数字を今説明いただきましたけれども、基本的にソフト対策をしているという答弁だったので、それに関しては、各保育園だったり、各小学校、中学校、独自の建物の形だったり、地形があると思うので、それに準ずるというこ

とが一番重要なのかというふうに思っているのです。

今回最初の説明であったとおり、小規模河川の溢水が私たちの地域の水害の特徴であるのです。それに関しては、幾つか数を経験しているので、経験値の中から積み上げていったやり方で、それは回避できるというふうに私は思っているのですけれども、今回、ハザードマップの作成に関しては、魚野川の氾濫というものが大きく要因として加わっているはずです。それなので、小規模河川の溢水などによって起きた水害に対しては、ある程度の経験値があるけれども、魚野川の氾濫というのは、私の知る限りでは経験値がほぼないに等しいと思うのですが、それに対しての対策は何か取られていますか。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　１　公共施設の水害・土砂災害対策について

あれは私、中学生のときだったと思う、多分記憶しているのですが、昭和56年。そのときには破堤があったと思います。そういうことも含めて、全くなかったわけではないのだと思いますが、最悪想定はやはり魚野川の破堤等々だと思うのです。こういったことを想定していかなければならないと思います。

そういう意味も含めて、ハザードマップには、その最悪想定のときに、このくらいになりますよというのがあります。恐らくは経験上、そこに注ぎ込む小河川の氾濫とか、それに伴う土砂災害とか、様々なことは皆経験値があるのですけれども、議員がお話しされているような、大規模なことというのは、あまりやはり皆が、私が中学生だったくらいで――あの当時六日町が浸かったことは覚えているのですけれども――ないと思うのです。

なので、今内々で庁内で話をしているのは、そういうこともあるので、ではマップだけを見ていると実感がわかないところがあるのではないですかね。と思っているのです。なので、来年になるかどうか、検討してみようと今言っているのは、私が言うのが早くて申し訳ないのですけれども、津波の海岸線における――新潟市にもありますが、こういう津波が来た場合にここまで水位が来ますという目盛りが、電柱や市街地についています。私は内水面のおける、我々のような、海ではないですけれども、ハザードマップをもうちょっと立体的に可視化ができるというか、そういうためにも、浸水地域というのはもう本当に分かっているところなので、実際はこの最悪のときにはここまで来ますよとか、というようなこと。例えば、こういうレベルだったらここまで来ますとか、ちょっと分かりませんが。そういうことを少し考えてみようという話を今させてもらっている。そういうことがふだん、日常生活の中で見えることによって、あ、ここは危ないのだなとか、そういう場合は高台に行こうとか、そういうことにもつながってほしいという思い。そんな形で考えています。

以上です。

○副　議　長　　８番・永井拓三君。

○永井拓三君　　１　公共施設の水害・土砂災害対策について

分かりました。今、災害が身近なところで起き得るということと、それを可視化しようという試みはすごくいいというふうに思うのです。それは恐らくソフト対策というところで、

基本的に子供たちがそれを見て、ここまで水が来ると危ないのだとかということはすごく重要な、ビジュアルを使った訴えだと思うのです。

一方で、自分たちではどうにもならないような力というのが、災害というのはかかってくるわけです。そこにいようと思っても、いることができないくらい大きな力が水で押されてくるとか、そういった場合の、今の小学校、保育園――公設民営も含めて、保育園の建物としての強度であったり――いざ、想定していないと、対応できないので、恐らく想定はしてあるはずですけれども、ハザードマップ作っているくらいだから。その想定している中で、例えば魚野川沿いにある小学校や保育園の強度的な部分だったりというのは、確保されているのですか。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　１　公共施設の水害・土砂災害対策について

これはちょっと結構難しい問題だと思っているのです。担当が学校教育なのか、ちょっと分かりませんが、なるべく答えてもらうようにしますが、どちらの方向からどのくらいプレッシャーというか、力がかかるかとか、そういうことまで全部やって、学校の強度とかを果たしてやっているかどうか、と思います。ちょっと私は分からない、正直。そうしましたら、答えられる範囲になるかもしれませんが、学校ということで教育部のほうから少し答えてもらいます。

○副　議　長　　教育部長。

○教育部長　　１　公共施設の水害・土砂災害対策について

対象の学校が８校あるという中で、50センチメートルから３メートルの水が来るというような想定がされている学校もございます。そんな中では、学校の建物がもっても、窓ガラスを割って水が入ってくるという可能性もございますので、建物が建っていても、中が水浸しだったという可能性もあると思います。そんな中で、学校が建っていても中が安全だという保証はないというように考えております。

また一方で、学校は備えといたしまして、障がい者用にはスロープもありますけれども、入り口がほとんど階段状になっています。恐らく１メートルからその以上くらいは、まずは高さが上がっているというような中で、50センチメートルくらいの水であれば、耐えられるというようなことで考えておりますし、また３メートルなど、そういった高い水が来たときには、垂直避難をするなどの試みで避難、屋内安全確保ですか、ということができるものと考えております。

○副　議　長　　８番・永井拓三君。

○永井拓三君　　１　公共施設の水害・土砂災害対策について

すごく分かりやすい答弁でよかったと思います。恐らく小学校くらいの大規模な建物であれば、それに耐え得る設計は恐らくされているとは思うのですけれども、いかんせん、先ほど災害の規模であったり、頻度だったりというところで、1,000年に一度という声が上がったりとか、100年に一度などという話も上がっているので、そこまで今後、建物を建てるのであ

れば、何かしらの想定はきちんとしていないといけないわけです。

残念ながら、学校とかを建てるに当たって、さすがに洪水に耐え得るような仕様というところまでやっていくと、とんでもない費用になってしまうとは思うのです。例えば１階部分が耐え得るようになっているというのは、今分かりやすい答弁だったと思うのですけれども、一方で公設民営を含めて、保育園というのは、小学校に比べて階段とかが少なく設計されているような気がするのですけれども、それに関して情報があれば教えてください。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　１　公共施設の水害・土砂災害対策について

今後一番考えられる最大のものは、新ごみ処理施設のところになってくると思うのです。そして、ハードの中にも、ハード的なソフト、ソフト的なハードもある。だから電気室をどこに置くかとかです。その中でもいろいろ手を尽くしておかなければいけない。水没を想定してですね、１階部分とか。いろいろなことを考えなければいけないと思います。

保育園については少し福祉保健部のほうから答えてもらうことにします。

○副　議　長　　福祉保健部長。

○福祉保健部長　　１　公共施設の水害・土砂災害対策について

保育園につきましては、洪水、水害に対するデータというものはありません。耐震設備、これについては、もう規定の中でやっておりますので、なかなか水害ということについては対応ができていないところであります。対応としましては、市長からの答弁にもありましたとおり、ソフト面で第一の安全を考えて、水平移動ができるところは水平移動、緊急で今度は上下の避難が必要になったら、そういうふうな対策を取るということに限ると思っておりますので、今後建設、再建等がありましたら、その時点でまた検討は必要かと思いますが、現時点でのデータはありません。

○副　議　長　　８番・永井拓三君。

○永井拓三君　　１　公共施設の水害・土砂災害対策について

私がなぜこの話をするかというと、やはり災害時に一番弱い人たちは、やはり子供たちなわけです。その次に子連れの親だったりという順番を考えていくと、小学校よりも保育園のほうが防御するべき施設ではあるということと、あともう一つ、これから人口がどんどん減っていく中で、小中学校の統廃合、及び保育園の統廃合というものが出てくるというふうに考え得る中で、一体全体どこに保育園を残していくのか。どこの保育園が市民にとって一番利便性が高いのかということを、常々てんびんにかけながら判断をしていかなければならないとは思うのです。町なかに近ければ近いほど川が近くて、洪水の可能性もゼロではないといったところがあるので、この議論に関しては、今後建物を増築するとか、改築するといった場合に、水害に関しては、しっかり議論していただきたいというふうに思っているから、しているわけです。

この私たちの地域の特徴として、火山が近くにあるわけではないので、火山災害を取り払うことができるわけです。海がないわけですから、津波災害も取り払うことができて、残る

のは何ですかという話になると、地震と洪水が一番身近なところです。日本の災害、今年起きている災害のほとんどがやはり水害なわけで、となると取り払えたものはあっても、一番頻度が高いものが身近にあるというところで、それをしっかり考えていくと、やはり私たちは水害に対して備えを持っていなければいけないというふうに思ってはいるのです。統廃合に当たり、災害対策もしっかり考えた上で議論を進めているかどうか、その点だけお答えください。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　１　公共施設の水害・土砂災害対策について

それを踏まえて議論しているかというよりも、大前提として、今学校や保育園等々の統廃合とか、それ以前に公共に当たるもの、全てにおいて災害ということを想定して考えないわけにはいかないというふうに思っていますので、十分その辺を生かしてやっていかなければならないと思います。学校とか保育園だけに限らずだと思っております。

以上です。

○副　議　長　　８番・永井拓三君。

○永井拓三君　　１　公共施設の水害・土砂災害対策について

災害が発生した場合に、一番頼りにされるのは、やはり行政であるということなので、その点に関してはしっかり議論していただきたいと思いますし、水害に関しては、今本当に長期的な天気予報もかなり精度が上がってきていますので、水害がいきなり明日起こるということはないと思うのです。１週間以内に大雨が来て、その大雨がどのくらい続くと溢水するというところまでは予想できると思いますので、そういう意味も含めて今後公共施設の運営であったり、新規の建築ないし改修に当たっていただければというふうに思います。

２　市職員の副業の推進について

それでは、２番目の大きい項目に移っていきたいと思います。市の職員の副業の推進について。社会の動向で副業を認めて推進している企業も出てきている中で、なかなか進むようで進まなくて、進まないようで進んでいるというような、なかなか難しいパターンではあると思うのです。

私、こちらに移り住んできて、議員になって一番最初に思ったのが、うちの市の職員の皆さんで、田んぼをやっている方は家業として田んぼをやっていて、公務員としても働いていて、地方都市の働き方として、何かいいものがあるというふうに思ったのです。というのも、うちの副市長がオレンジ色のつなぎを着て、農機具をいじっているのを見て、私単純に何かシンプルでかっこいいと思ったのです。地域に見合った副業というものを、公務員の中でも推進したらどうなのかと。特に公共性の高い事業に関しては、推進をすることで、市が提唱しているものを進めていくことができるのではないかというふうに考えるのです。

例えばスキー場で子供たちにスキーを教えるインストラクターが少ない、少ない、人手が足りないということを常に言われているのだけれども、土日に手の空いている市の職員でスキーができる方がそれを請け負うことができたら、修学旅行とか林間学校とかで来る子供た

ちの受皿になるとか、そういう公共性の高いものに関しては、南魚沼市もどんどん進めていったらどうかと思うのですけれども、その点、お考えがあったら教えてください。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　２つ目の永井議員のご質問に答えてまいります。

２　市職員の副業の推進について

市職員の副業の推進です。同じ考えを、私最初思っていて、特にスキー大会を運営した経験とか、自分のうちの家業が実は、私だけではなくて、スキー場の実は従業員の皆さんというか、アルバイトの人たちの激減ぶり、例えば、はっきり言えば、園芸関係のスイカとか様々ありますが、そういったところの手不足感、ユリ農家もそういうことを言っています。いっぱいあります。そういうことも含めて、私は非常に心のリフレッシュ感とか、様々なことを含めても非常に逆に本当に手が欲しいというところの補完という意味を含めても、いいことなのだが、こういうことできないのかという話を市長になったばかりのときからし始めたところが実はあって、同じ考えに近いのかと思っています。

ただ、これからはちょっとその見解をちょっと話をしますので、よろしくお願いします。堅いところから入りますが、地方公務員の副業について、地方公務員法第 38 条ですが、ここで任命権者の許可を受けることということで、自ら営利企業を営むことも含めて、例えばそういうことが規定されています。職員の職務への専念義務――まずは何といっても公務員という、専念義務と公正な職務遂行――公正なのです。それから公務への信頼確保の趣旨から、きちんと定められていると。

市においては、南魚沼市職員の営利企業等の従事制限に関する規則第３条というのがありますが、ここで法の精神に反しないこと。職務の遂行に支障がないこと。さらにその職務の職と許可を受ける地位との間に特別な利害関係がなく、またはその発生の恐れがないこと。この３つの基準を満たす場合には許可をしていると。許可をしています。

令和３年度には、営利企業等の許可を受けて、報酬を受けた職員が 109 人います。ただ、中身ですよね。主な業務については、行政区長、そして区の役員、そして農家組合長――みんな農家の長男が多いわけですから。消防団員などであります。主なものはです。近年、人口減少により、先ほど言いましたが、人手不足が深刻化している。この中、地域活動の担い手などの確保が課題となっている。本当にこれからもっと需要が増えると思います。こうした状況を受けまして、平成 30 年６月 15 日に内閣府の日本経済再生本部から出されている、未来投資戦略 2018 の中で、国家公務員については、公益的活動等を行うための兼業に関して、円滑な制度運用を図るための環境整備を進める、と示された。国もそういうことを進めるべしということを言っているわけです。その後、平成 31 年に内閣官房内閣人事局から、国家公務員の兼業基準が示されたと。このことによりまして、職員に副業を認める地方公共団体も出始めているという状況になってきているということです。

南魚沼市のことですが、農業の担い手、人材不足、どうしていくかという課題になっていますが、現在、日本農業新聞の調べで申し上げると、職員が報酬を得る、また農業の副業を

認めている地方公共団体は、年内導入の予定を含めると、全国ですよ、10 自治体というのが実態だそうです。1,788 自治体があります、全国には。10 自治体、全国的にも多くない状況です。少ないと言っていいのでしょう。副業によって職務に影響が出ることは、公務員は許されません。が、今後職員の副業をどの範囲まで認めることができるのかということを、先進地の事例も含めて――いつもこういう言い方をしますが、我々の事情を含めて。先進地を含めて調査してとか、すぐこうやって書くとかっこいいのです。そうではなくて、我々は我々の実態がありますから。先進地は我々と同じ場所ではありませんので。そういうことを含めて調査研究を行っていきたいと考えているところであります。

以上です。

○副　議　長　　８番・永井拓三君。

○永井拓三君　　**２　市職員の副業の推進について**

分かりました。南魚沼市でも副業が認められているという点に関しては、おお、というふうに思った部分があるのですけれども、その内容が行政区長だったりというところで、限りなく公務に近い内容なのかなというふうに思いました。

結局、副業をしろという話は、要は公務員もお金を稼げというお話ではなくて、副業することによって、キャリア、スキルアップ、このあたりにつながるのではないかというところが私は期待ができるというふうに思っていて、先ほどの答弁の中で、利害関係のないところで仕事するというのが恐らく重要なことだとは思うのですけれども、あとはこの社会貢献度が高いとか、地域貢献度が高いといったところで、自分たちの意識が変わったりすることに大きな期待をする部分はあるのです。

農業に関しての担い手を増やしていくというところでは、すごく重要になるのではないかと思うのです。というのも、先ほどもちょっと話題になりましたが、まちづくりをするといったときに、例えば新規創業をしますよといったときに、新規創業をしたことのない職員が相談をしても、新規創業をする側としては、何かちょっと不安な部分があるわけです。例えば市として、ふるさと納税に出せるような産品を市の中でベンチャーをつくって、それで１円でも多く税収を獲得しようみたいな動きが出てきたら、私は面白いのかななどと思ったりしているのです。

市長、今の答弁の中で、いろいろおっしゃっていましたが、南魚沼市が例えば職員が今言っていた消防団とか行政区長とかというところ以外で働きたいというふうに言ったら認めますか。きちんとした説明があれば。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　**２　市職員の副業の推進について**

ちょっと会話していてすみません。なかなか法律的な縛りもあって、厳しいところがあるということは十分分かっているのですけれども、私はこれからの未来というかの中で、必ずここはいろいろ考えていかなければいけないところだと思いますし、先ほどの先進地事例ではなくて、ここの実態を考えたときにどうですかといったときに、非常に考えていいことだ

と私は思っています。が、先ほど言ったようないろいろな縛りも当然、縛りというか、その前にちゃんとやるべきこととかいろいろあるので、この辺のところはどうかということですが……。総務部長から少し、こういうこともあるのです、でも、という話をしてもらいますのでよろしくお願いします。

○副　議　長　　総務部長。

○総務部長　　**２　市職員の副業の推進について**

農業の関係では私も許可も得ていますが、そういう職員は先ほどの市長答弁のとおりであります。

一例で申し上げますと、ほかの県の例だったのですが、農業をしていて、一旦許可をもらってしていた。その当該職員が田んぼを買い増しして、その営業範囲を広げてやったところ、懲戒処分の対象になったという例もありまして、やはり農業というのが、今、先祖伝来といいますか、をそのまま農業経営していくというところでは許可ということになると思いますが、今ある土地、田んぼを倍増して、そこで営利ということにいきますと、なかなかこの許可の趣旨に反するのかという例がありますので、その辺の難しさがあるというようなことでございます。

以上です。

○副　議　長　　８番・永井拓三君。

○永井拓三君　　**２　市職員の副業の推進について**

分かりました。これは難しい問題ですよね、当然。本業である公職に就いているにもかかわらず、それをおろそかにしているという方も出なくはないと思うのです。出なくはないと思うのだけれども、どこかできちんと１回、認めますというふうにしてやっていけば、何かしらの動きは絶対出てくるはずで、その動きの中で修正、修正を繰り返していって、最終的な一番いい形というのが見えてくるような気がするのです。

例えば、今南魚沼市で行政区長とか以外で、農家というか、家業の農業であったり、家業の飲食店だったりとかで、ちょっと人手が足りなくて働くといったような、純粋なそういうタイプの副業をしている公務員の方というのはどれくらいいるのですか。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　**２　市職員の副業の推進について**

ちょっと数字的な把握はできていないと思います。でも、いろいろ家の手伝い、家の手伝いと言っては悪いのですけれども、そういうことをやっていることがあると思います……。ちょっとこの辺で勘弁してください。

○副　議　長　　８番・永井拓三君。

○永井拓三君　　**２　市職員の副業の推進について**

分かりました。では今の答弁を顧みると、許可に関しての認可は口頭で行っていて、何となく上長が分かっているということなのか。それとも書面で、私、副業をやりますよ、という書面があるということですか。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　**２　市職員の副業の推進について**

これは私がきちんと答えます。全部書面です。先ほど言った、行政区長、区の役員、農家組合長、消防団員等々、いろいろありますが、全部市長決裁です、全て。

○副　議　長　　８番・永井拓三君。

○永井拓三君　　**２　市職員の副業の推進について**

分かりました。では、市長決裁ということで、今後このようなことを進めていくことが南魚沼市の人材不足を解消したり、地域のある一定の特性を進めていくことにつながるのではないかというふうに思っているので、これに関しては、まだまだ議論が必要だとは思いますので、ここで何か結論を出すということではなくて、一度この公務員の副業というのが話題になって、ここから何か進められればよいのかと思って。

私、一番最初におっしゃっていた、休むということと、リフレッシュするということは、ほぼ同じように考えられながら、全然違うものだと思っていて、体力が全くなくなってしまって、体力を回復させるために休息するということと、何かに疲れてリフレッシュしたいと休暇を取るということは全然違うと思っているので、体力が全くなくなって休息を求めているというというような働き方は、全く意味がないのかなと思いますけれども、こういうリフレッシュを求めて副業をするということは、地域の何かよい方向にこれが作用するというふうに思っているので、ここで議題に上がったというところで、また何かしら執行部で議論をしていただければというふうに思います。

３　５歳から１１歳までの新型コロナワクチンの接種について

それでは最後、３番、５歳から 11 歳までの新型コロナワクチンの接種について、質問いたします。

先日、南魚沼市のウェブサイトを拝見していたら、５歳から 11 歳までの新型コロナワクチン接種というところで、冒頭に日本小児科学会ではメリットがデメリットを上回るので、新型コロナワクチンの接種を推奨するとしていますというふうに書いてあるのです。推奨するというふうに書いてあるのだけれども、よくよく読み込んでみると――当然努力義務ではまだないので、いずれなると思いますよ。いずれなると思うけれども、いずれなるからそういうふうに書いたというのはちょっと違っていて、ウェブサイトの下のほうに、また別の書き方があるのです。なぜ５歳から 11 歳の小児は接種が努力義務が適用されていないのかというところで、厚生労働省は、臨床結果などから安全性は確認されているけれども、小児に関しては現時点ではオミクロン株にエビデンスが確定的でないことを踏まえ、小児については努力義務の規定は適用せず、今後の科学的知見を踏まえて、改めて議論をすることが適当であるという回答が書いてあるのです。

それが同じウェブサイトの中に２つ書いてあるのです。見ているほうとしては、先に出てきているほうを何となく強く印象づけられると思うのです。私が今回、すごく心配しているのは、前回 12 月かな、新型コロナワクチンの件で私質問をしているのですけれども、それに

関して、子供に関しては努力義務ではないというような答弁があったと思うのです。それとこのあたりの整合性がちょっとずれている気がするのですけれども、そのあたりについて回答を願います。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　３　５歳から１１歳までの新型コロナワクチンの接種について

それでは永井議員の３つ目のご質問です。５歳から 11 歳までの新型コロナワクチンの接種について答弁いたします。私の答弁で不足かもしれませんので、その場合はまたいろいろな角度から再質問をお願いしたいと思っていますが、１回目でできればお願いしたいと思っていますけれども。

予防接種法において、対象のワクチン接種が努力義務であるか否かによらず、第８条第１項には、予防接種の勧奨についてまずは規定されています。同じく、第８条第２項では、実施主体である市町村長が保護者に対し、予防接種を受けさせることを勧奨するものとするという定めがまずはあります。

この小児の接種については、主に集団接種により実施をしていまして、１回目、２回目の接種が必要であるということ。また現在の蔓延状況、小児の感染者数が残念ながら増加をしているということなどを踏まえまして、接種を希望されている方には、ぜひ接種をしていただきたいという思いで、特例臨時接種期間内――お知らせした時点では９月 30 日ですが、ここでの接種日をご案内したというものです。もちろん接種を強制するものではない。その選択はご質問にある自主的な判断によるものでありまして、本人や保護者の意向が尊重されることは言うまでもありません。

市としては、引き続き実施主体として、接種対象者に必要な情報を提供する。また希望される方に接種の機会が提供できるように、取り組んでいくものであります。

努力義務についてですが、５歳から 11 歳の新型コロナワクチンの接種については、小児接種が開始された令和４年２月時点では、努力義務は適用しないというふうにされていました。しかしながら、令和４年８月８日、第 34 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会――ちょっと長くてすみませんが、この分科会においてオミクロン株流行下での新たな知見を踏まえて、努力義務を適用することが適当だという見解が示されたということから、国は９月上旬から努力義務を適用する予定としているということでありますので、申し添えたいと思います。

以上です。

○副　議　長　　８番・永井拓三君。

○永井拓三君　　３　５歳から１１歳までの新型コロナワクチンの接種について

私、12 月の質問のときに、国からの受託事務であるということと、その受託事務に関しては、市としてはきちんとやらなければいけないということと、もう一つ、受けたいという希望がある人に対して、受ける機会を公平に提供するというところまではきちんと理解している。

きちんと理解した上で、今回の質問は、なぜ８月８日、先ほどの答弁だと、分科会で結論づけられた内容をもって、９月上旬からですか、努力義務になる可能性があるといったところで、このウェブサイトの構築の仕方だと、ちょっと誤解を招くのではないかと思います。

まず、５歳から11歳までの新型コロナワクチンの接種は、保護者の自由意志の下でそれは決定されるものだと。その自由意志の中で、受けたいという方は公平にその機会を創出します。その創出した機会をうまく利活用したい方は、このような手順を取ってくださいというのが私は正しい表記の仕方なのではないかと思うのです。このウェブサイトの構築の仕方だと、何か受けたほうがいいですよというふうに聞こえてきて、最後の最後にＱ＆Ａのところで厚生労働省の見解が出ているのです。これだとちょっと、情報の出し方としては間違っていると思うのですけれども。そのあたりいかがですか、情報の出し方について。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　３　５歳から１１歳までの新型コロナワクチンの接種について

私がちょっと言い過ぎたらごめんなさいですが、やはり受け方の違いだと思います。我々はやはり、前段議員がお話しされただけではなくて、基本的には、今受けていない世代の皆さんの感染が多いのです。なので、ぜひ受けてほしいという思いはもちろん持ちながら、しかし、強制は足り得ない。ということがあるので、やはりそういうところも少しこの文面の組み立て方としてあるのかもしれません。私はそんなふうに思っています。これにつきましては、福祉保健部、もしくは病院の、この責任担当をしている管理者のほうからも、どちらでも結構ですが、答えてもらうことにします。

○副　議　長　　病院事業管理者。

○病院事業管理者　　３　５歳から１１歳までの新型コロナワクチンの接種について

コロナ政策の担当、特別顧問をやっているので、答えさせてもらいますけれども、ご案内のように先ほど市長が答弁いたしましたが、予防接種法におきまして、新型コロナワクチンにつきましては、努力義務であろうがなかろうが、第８条第２項におきまして、市町村長は勧奨することになっております。したがって、強制するとかしないとかではなくて、正しい情報はこうだよ、国としてこういうふうなことを勧奨していますよということをちゃんと知らせる義務があるわけです。したがって勧奨すると。

勧奨と推奨という言葉がいろいろありますけれども、その中で日本小児科学会の見解についても、今度は推奨することになったことに合わせて情報提供をすると同時に、一方、そのウェブサイトのほうで、最後のほうに現在エビデンスがこうであるということも一方の事実であるので、それで現段階のその事実ですね、国の審議会が努力義務とするという見解が前の事実です。まだそのエビデンスがないという事実も併せて、正しい情報として提供したのであって、何ら論理的に矛盾はない話だというふうに思っております。

○副　議　長　　８番・永井拓三君。

○永井拓三君　　３　５歳から１１歳までの新型コロナワクチンの接種について

論理的な矛盾どうこうという話ではないのです、私が言っているのは。その情報の出し方

に対して人は必ずバイアスがかかってそれを理解するので、この情報を全て読んでいる人がこの中に何人いるかという話です。ほとんどの人がこれを全部きちんと最後まで見て打っているわけではないというふうに思っているのです。だから、一番重要なのは、印象操作であって、その印象をどこで植え付けるかというのがすごく重要です。南魚沼市が勧奨するというのが法律上、それが分かって認められているのであれば、勧奨することはいいですよと。勧奨するに当たり、正しい情報を列記していくということが重要で、その列記された内容が勧奨するということだと思いますから。勧奨するということはいいです。

そこよりも重要なのは、現状、どの情報が正しいのかというのを行政機関が示せなかったら、誰が何を信じていいのかが分からなくなる。だったら、きちんとした組立てをしていかないといけないよということなので、このあたり情報がまだ確定していない段階で組み立てたのであれば、それはちょっとフライングだったのかもしれないのだけれども、９月上旬からという話で、先ほど変更があるような話だったのですけれども、更新されているのが８月18日なので、このあたりまだちょっと時間的なところが、タイムラインがちょっとずれていると思うので、このあたり、もう一回きちんとした情報を構築する余地があるのかないのか、それについて答えてください。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　３　５歳から１１歳までの新型コロナワクチンの接種について

福祉保健部のほうから話をし、そして病院事業管理者も当然、今話したいことが伝わりましたので、２つのほうから……。福祉保健部から。

○副　議　長　　福祉保健部長。

○福祉保健部長　　３　５歳から１１歳までの新型コロナワクチンの接種について

ただいまのご質問ですけれども、8月10日に、日本小児科学会の予防接種感染症対策委員会から５歳から17歳、こちらの小児に関する考え方ということが示されました。それに基づいて、ウェブも構築をしております。その中には、将来的、９月上旬というようなお話がありましたが、その時点では未確定ですので、その部分は含めていません。事実にある、発表されたものを基に構築しております。もしそれで分かりづらいと、そういうことがあれば、検討する余地があるのかと思っております。

以上です。

○副　議　長　　病院事業管理者。

○病院事業管理者　　３　５歳から１１歳までの新型コロナワクチンの接種について

議員は勘違いしているというのが、努力義務であろうがなかろうが、南魚沼市としては５歳から11歳のこのワクチンを子供、保護者に勧奨する義務があるわけです。したがって、文脈の最初から勧奨したということであって、何らおかしいことではなくて、逆に勧奨しなかったら、法的に不作為に問われるわけです。そうではなくて、あくまで勧奨したとしても、その努力義務でたとえあったとしても、それを受けるかどうかというのは、個人あるいは保護者の判断だと。こういう組立てだろうと思っています。

○副　議　長　　８番・永井拓三君。

○永井拓三君　　**３　５歳から１１歳までの新型コロナワクチンの接種について**

今の病院事業管理者の話だと、努力義務ではなかろうと、という話で、最後のお話ありましたよね。私は誰がどう悪いかという話ではないのです。きちんとした情報をきちんとした形で書かないと、読む人は全部を読むわけではないから、最初の時点で印象づけられたものを、信じてしまうという人間の悪い癖があるのですよ、人間とは。そうではないですか、皆さん、私もそうですけれども。とにかくきちんとした情報をきちんとした形で出していくということがすごく重要なのです。それがウェブサイトの意義、意味で、ウェブサイトだからできる更新だったりというのがあるから、それは常に最新のものをアップしていこうというところだと思うのです。

だから、法律上云々という話ではなくて、情報の出し方をもう少し打つ側の立場になって考えてみたらどうですかというお話です。更新するか議論するというお話があったと思うのですけれども、ほかの自治体と比較するというのはあまり好きではないので、あれですけれども、私たちが日本小児科学会の情報を優先してここに載せていて、厚生労働省の情報よりも日本小児科学会の見解をここに載せているという意図はどこにあるのですか。

○副　議　長　　市長。

○市　　長　　**３　５歳から１１歳までの新型コロナワクチンの接種について**

・・・言いたいことは、私は分かったつもりなので、今後の書き方をなるべく、議員の話していることも分からないではない話なので。ただ、我々の話も理解してください……（「理解していますよ」と叫ぶ者あり）そういうことが分かれば、それでいいのではないでしょうか。

あとは議論が堂々巡りになると私は思うので、今後の書き方として、表記の仕方として、そのところに配慮をしながらやっていくということで、それ以上のことはないだろうと思っていますし、我々としては、できるだけ的確な情報を載せて、勧奨はしなければならないし、その中で皆さんに、できるだけ判断していただくということに尽きるのではないかと思っていますが、もし私の言うのが足りなかったら、担当者から答えてください。足りていたら答えなくて……。

〔では終わります」と叫ぶ者あり〕

○副　議　長　　以上で、永井拓三君の一般設問を終わります。

○副　議　長　　お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

○副　議　長　　本日はこれで延会いたします。

○副　議　長　　次の本会議は、９月６日午前９時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後４時 34 分〕